

東白川村第六次総合計画



東白川村民の誓い

私たちは、東白川村民です。

先人の偉業に感謝し、誇りをもって明るく住みよい村をつくります。

- 1. 気持ちのよいあいさつをかわし、あたたかい心のふれあいを大切にします。
- 1. 健康なからだをつくり、明るい家庭を築きます。
- 1. 働くことに喜びをもち、豊かな村づくりに励みます。
- 1. 美しい自然を愛し、うるおいのある村を育てます。



世界を変えるための17の目標





































はじめに

1889年(明治22年)7月に市制、町村制の実施により東白川村が誕生し、村長、助役、収入役と3名の書記の総勢6名で、年間予算1,500円で村政がスタートしました。134年を経て、職員の数は20倍、年間予算は250万倍となりました。人口は、明治22年に3,551人で始まり、昭和14年の5,283人をピークに人口減少が進んでいます。



その間、昭和の大不況や太平洋戦争、8.17 災害、木材不況、そしてコロナと 多くの苦難を乗り越えて今日があります。改めて先人の偉業に感謝し、誇りを持って明るく住みよい村づくりに邁進してまいります。

さて、東白川村を支えてきた水稲、茶業、林業が、時代の流れの中で苦難を強いられています。また、東京一極集中も加速し、産業、人口ともに大きな地域課題を背負っての第六次総合計画の実施となりました。

村の将来像として「いきいきと働くひとがいる 子どもたちの笑い声が響き 美しい自然と受け継がれた歴史の中に 豊かな村民の暮らしがある そして東 白川村は次の未来へ!」とし、資源を生かした持続性の高い自治体となる目標を 掲げております。

今回の計画策定では、村長と語る会、一般アンケート、その他関係者の意見聴取など村政に対する多くの声をお寄せいただき、幅広い視点で課題や提言をいただくことができたと思っています。ご提言をいただきました皆様、村議会議員の皆様へ御礼を申し上げますとともに、この計画に対して一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

東白川村長 今 井 俊 郎

目 次

第1編	基本構	想。	
第1章		况	
第2章			
第3章		基本計画・実施計画の管理	. 9
- 1-1-1-1	基本計	画	
第1章		□□ 戦と近未来の展望····································	
第1節			
		推移・将来推計・人口戦略目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		人口動態・年齢別人口・人口戦略目標値	
第2頁			
	第1項		
	第2項	1227	
第2章		 大針	
第1萬		客と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり	
	第1項		
		第1.農業振興······	
		第2.農業基盤······	
		第3.林業振興······	
		第4.地域振興と商工業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
~~ ~ ~	~ + ^ - 4	第5.観光振興・交流人口・地域活性化	
第2頁		快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり	
	第1項		
		第1.国 県 道	
		第2.村 道	
		第3.農 林 道	
		第4.公共交通····································	
	<u>⇔</u> 2.15	第5.地域情報化·····	
	第2項	—	
		第1.簡易水道····································	
		第2.下水処理····································	
		第3.環境対策····································	
		第4.村営住宅····································	
		第5.公園整備····································	
	笠 2 15	第6.地籍調査····································	
	第3項		
		第1.消防防災············· 第2.防 犯···································	
		第2.防 犯···································	
	笠 a T百		
	第4項	地域活性化······ 第1.地域社会······	
		第1. 地域社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		第2.足任人口・関係人口 第3.男女共同参画	
		第3. 男女共同参画 第4. 第 3 セクター	
		ヵ4 .	. 26

第3節 お互	いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり 58
第:	項 民生福祉58
	第1.社会福祉······58
	第2.子育て支援60
	第3.保 育 園·······63
	第4.母子・父子・寡婦福祉66
	第5.障がい者福祉68
	第6.生活保護·······70
	第7.高齢者福祉······ 72
	第8.社会保障······75
第2	· 項 保健医療·······78
	第1.健康づくり 78
	第2.母子保健······81
	第3.医療確保······83
第4節 心の	豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり 85
第:	項 教育振興85
	第1.学校教育······85
	第2.社会教育······89
	第3.文化・芸術・・・・・・・・・・・91
	第4.生涯スポーツ93
第3章 行財政	運営の基本方針95
	第1.公有財産······95
	第2.徵税適正······ 97
	第3.行政改革······98
	第4.財政健全化······99
	第5.行政情報化······101
	第6.情報公開・情報発信103
	第7.広域行政推進······104
第3編 資料	編 編
	第1.満足度・重要度調査結果106
	第2.村づくりアンケート結果(中・高・大・新成人)117

第1編 基本構想

第1章 村の将来像

第2章 政策大綱

第3章 基本構想・基本計画・実施計画の管理

いきいきと働くひとがいる 子どもたちの笑い声が響き 美しい自然と受け継がれた歴史の中に 豊かな村民の暮らしがある そして東白川村は次の未来へ!

私たちの守るべきものは、「豊かな自然と人々の暮らし」。 守るということは、変わりゆく変化に対応して東白川村自身 が変化していくことです。

守るべきことと、そのための手段として変化していくことを明確にして、「次の未来へ」といつの時代も新たな挑戦をしている姿こそ、持続性を持った村であると言えます。

●将来像を設定した背景

わたしたちがめざす「むら」の将来像は、美しく豊かな自然を守り未来へ伝えていくこと。そして、東白川村の人口を維持し、文化や伝統などを伝えていくこと。そして、この村でいきいきと暮らす人がいることが東白川村のあるべき姿です。

そのためには、変わりゆく時代の変化に対応して、柔軟に変化を遂げていく必要があります。

そして、産業をはじめ、保健・医療・福祉、教育・文化、生活環境など、あらゆる分野で官も民も主体的にむら創りに参加し、住む地域に誇りと愛着を感じて、挑戦をしていく村であって欲しいと願うものです。

第2章 政策大綱









わたしたちがめざす、東白川村の将来像を実現するために、主要課題を踏まえ「5 つのキーワード」を主眼において、「村づくりの4分野」に目標を定めました。



◆村づくりの4分野



【産業活力】 地域経済や 産業活動が活発に



【**生活環境**】 安全で快適な 暮らしが実感できる



【保健福祉】 助け合いの中に 安心な暮らし



【教育文化】 心の豊かさが 実感できる

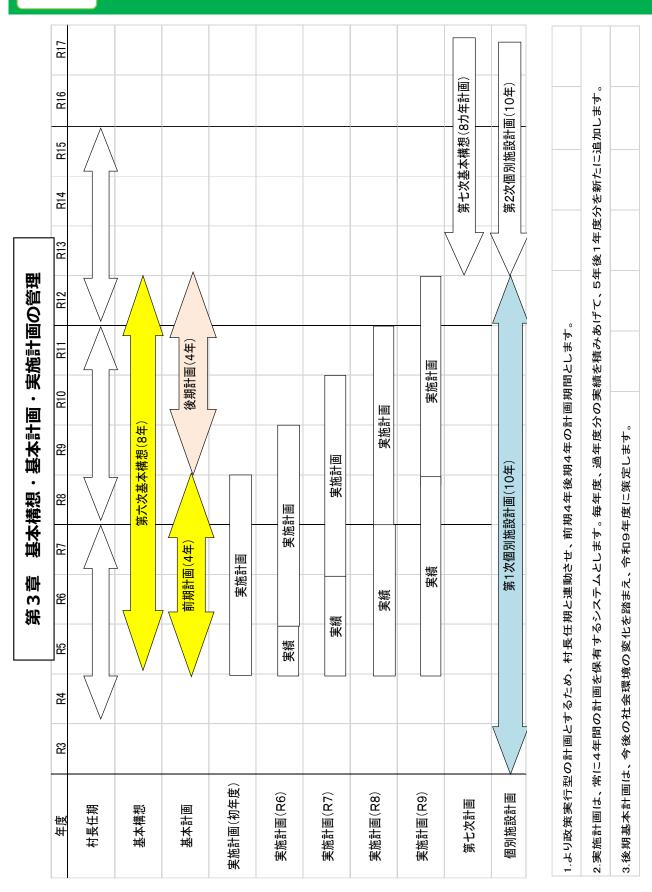
◆村づくりのすすめ方



村民と行政の恊働、地域と地域の連携

◆村民と行政の役割分担の概念





第2編 基本計画 (前期R5-R8)

第1章 現状の認識と近未来の展望

第2章 政策の基本方針

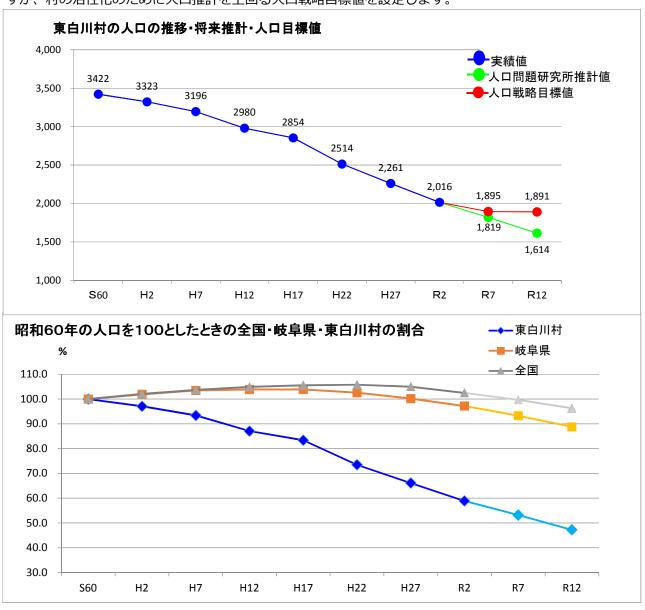
第3章 行財政運営の基本方針

第1節 人口



第1項 推移・将来推計・人口戦略目標値

- ・東白川村の人口は、昭和14年をピーク(5,283人)に、戦後の経済成長による都市への人口流出が始まってから、年平均40人程度の減少が主体でしたが、平成10年代になると、社会動態の減少は半減する反面、自然動態(死亡と出生の差)で減少してきており、近年の少子高齢化など、社会の情勢を背景に減少構造も変化してきています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計によれば、東白川村の人口は3年後の令和7年には、1,819人と予測されています。
- ・人口問題研究所の資料によりますと全国の人口も今後は減少し、その減少を上回る比率で岐阜県の人口も減少すると推計されています。このような背景の中で本村の人口を増やすことは非常に困難な課題と言えますが、村の活性化のために人口推計を上回る人口戦略目標値を設定します。



第1章 現状認識と近未来の展望

第1節 人口



第2項 人口動態・年齢別人口・人口戦略目標値

- ・社会動態の人口推計では、現在の社会状況は大きく変化することはなく、転入が転出を上回ることはな く、年間平均10人前後の減少が予測されます。
- ・自然動態では死亡者数が出生者数を大きく上回り年間平均30人前後の減となると推計していますが、出生 数は、8人前後が継続すると推測され、子育てや学校教育などの課題への影響は大きくなりますので事前の 対策が必要です。死亡についても現状維持としていますが、健康長寿は重要な対策で今後も継続しますが、 数値には表れにくいと捉えています。人口推計に甘んずることなく人口対策を重点課題として取り組むため に人口推計とは別に人口戦略目標値を設定しています。目標数値は、転入、転出、出生の要素において 10.0%程度改善し人口を維持します。
- ・基本計画では、人口対策を戦略的に行う課題については人口戦略目標値を、それ以外の課題では将来設計 を基準に計画を策定しています。
- ・年代別人口推計では、15歳未満の人口は大幅に減少する反面、75歳以上の人口は、ほぼ横ばいで推移する と予測されています。また、村は、元気な高齢者の皆さんが現役で活躍されている現状を踏まえ、7.5歳ま でを生産人口として、位置づけることにしています。

● 対策を講じない場合の人口予測

● 対策を	対策を講じない場合の人口予測															実数値		į	計画値		
総合計画期間区分		五次総	(前期)			五次総(後期)				六次総(前期)				人 ^{六次総}	(後期)		七次総(前期)				
年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
転入	56	39	58	48	35	49	53	64	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	
転出	81	67	65	70	76	52	74	58	62	62	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	
社会動態増減	-25	-28	-7	-22	-41	-3	-21	6	-8	-8	-7	-7	-7	-7	-7	-7	-7	-7	-7	-7	
出生	11	4	7	12	8	12	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
死亡	44	41	42	43	33	44	39	34	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	40	
自然動態増減	-33	-37	-35	-31	-25	-32	-31	-26	-34	-34	-34	-34	-34	-34	-34	-34	-34	-34	-34	-32	
人口動態増減	-58	-65	-42	-53	-66	-35	-52	-20	-42	-42	-41	-41	-41	-41	-41	-41	-41	-41	-41	-39	
国勢調査の調整																					
人口 (推計)	2,261	2,196	2,154	2,101	2,035	2,016	1,964	1,944	1,902	1,860	1,819	1,778	1,737	1,696	1,655	1,614	1,573	1,532	1,491	1,454	

● 対策を講じた場合の人口戦略目標値

, ,,,,,	737 CBI O TO MASS TO MATERIAL																			
総合計画期間区分	五次総 (前期)			五次総	(後期)		六次総(前期)				六次総(後期)				七次総(前期)					
年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
転入	56	39	58	48	35	49	53	55	55	60	60	65	65	70	70	75	75	80	80	85
転出	81	67	65	70	76	52	74	53	53	50	50	47	47	44	44	41	41	38	38	35
社会動態増減	-25	-28	-7	-22	-41	-3	-21	2	2	10	10	18	18	26	26	34	34	42	42	50
出生	11	4	7	12	8	12	8	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12
死亡	44	41	42	43	33	44	39	36	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	33	32
自然動態増減	-33	-37	-35	-31	-25	-32	-31	-30	-29	-29	-27	-27	-26	-25	-24	-24	-22	-22	-21	-20
人口動態増減	-58	-65	-42	-53	-66	-35	-52	-28	-27	-19	-17	-9	-8	1	2	10	12	20	21	30
国勢調査の調整																				
人口(推計)	2,261	2,196	2,154	2,101	2,035	2,016	1,964	1,958	1,931	1,912	1,895	1,886	1,878	1,879	1,881	1,891	1,903	1,923	1,944	1,974

年代別人口の推移

総合計画期間区分	五次総(前期)				五次総(後期)			六次総(前期)				六次総(後期)				七次総(前期)				
区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
0~14歳	244	238	234	229	223	185	180	178	171	171	162	155	148	141	134	128	123	118	113	112
15~64歳	1,064	1,034	1,014	991	961	921	899	886	849	808	777	748	719	690	661	633	605	577	549	521
65-74歳	365	354	347	338	326	357	348	339	330	323	316	312	309	306	303	300	296	292	288	284
75歳以上	588	570	558	543	525	553	537	541	552	558	564	563	561	559	557	553	549	545	541	537
合計	2,261	2,196	2,154	2,101	2,035	2,016	1,964	1,944	1,902	1,860	1,819	1,778	1,737	1,696	1,655	1,614	1,573	1,532	1,491	1,454

第2節 行財政

第1項 財政



- ・経常収支比率は、人件費や起債発行額の抑制により、平成20年度から平成29年度まで90%を下回っていたが、平成30年度より3年間90%を上回り、令和3年度からは下回っています。ここ数年の経常一般財源は、横ばいであり、比率改善の要因は普通交付税の増額によるところが大きいので、今後も改善の努力が必要です。
- ・実質公債比率は令和3年度決算において、14.1%となりました。今後も計画的な起債発行に努めますが、各種施設も更新時期を迎えるため、そのための有利な起債は積極的に利用していきます。
- ・財政調整基金積立金は、令和2年度末に目標としていた標準財政規模の2分の1であります8億円を達成しましたが、今後も引続き財政規律を保って、モラルハザードに陥ることなく、少しでも財政体力の強化に努めます。
- ・データベース化した財産台帳、総合計画実施計画の適正管理、新地方公会計制度による財務諸表などを活用し中長期財政計画を作成し、財政の安定運用を目指します。

● 普通会計 財政規模の推	移							(単位:千円)
区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
歳入合計	2,996,174	2,908,956	3,038,312	2,958,963	3,046,396	3,147,679	3,373,388	3,195,119
歳出合計	2,715,965	2,607,979	2,711,190	2,617,792	2,725,199	2,816,728	3,024,915	2,793,968
歳入歳出差引額	280,209	300,977	327,122	341,171	321,197	330,951	348,473	401,151
翌年度へ繰り越すべき財源	11,850	63,284	29,036	4,595	14,167	9,237	8,100	16,300
実質収支	268,359	237,693	298,086	336,576	307,030	321,714	18,959	384,851
財政調整基金(積立)	402,000	2,000	1,000	25,340	300	300	300	125,600
財政調整基金(取崩)	0	100,000	150,000	50,000	0	50,000	0	0
実質単年度収支	-34,506	-129,557	-88,607	13,830	-29,246	-35,016	18,959	167,578
村税	202,501	196,238	199,473	204,306	204,296	201,672	211,493	199,558
地方交付税	1,368,320	1,417,641	1,393,536	1,397,592	1,364,833	1,387,986	1,479,993	1,441,610
標準財政規模	1,563,607	1,616,885	1,584,111	1,515,386	1,482,771	1,489,981	1,602,810	1,790,795
財政力指数	0.142	0.137	0.138	0.143	0.151	0.159	0.163	0.159
実質収支比率	17.2	14.7	18.8	17.2	20.7	21.6	21.2	21.5
実質公債比率	10.7	10.3	10.2	10.2	11.0	12.0	13.2	14.1
経常収支比率	86.8	81.2	88.1	88.6	91.3	94.6	93.8	88.9
積立金残高	1,572,396	1,564,759	1,435,515	1,422,440	1,121,978	1,061,220	1,072,679	1,332,006
うち財政基金	1,203,000	1,105,000	956,000	931,340	931,640	881,940	882,240	1,007,840
地方債現在高	2,352,405	2,392,001	2,752,039	2,727,346	2,775,033	2,994,580	2,982,897	3,299,248

第2節 行財政

第2項 行政



(行政改革への取組み)

・昭和60年度に第一次行政改革大綱を制定し、その取組を始め、現在は、第六次行政改革大綱(H31-R4)により、常に時代に対応した行政への改革を続けています。また、第七次行政改革大綱を制定し改革の継続を行います。

(人材の育成)

・村民の皆様により質の高い行政サービスを提供するためには、村職員ひとりひとり資質を常に向上させる ことが必要不可欠ですので、人材育成基本方針に沿って、各種研修参加の義務付けや、適正な人事評価を行 い、新たな時代に対応できる職員の育成を図ります。

(事務事業の見直し)

・事務事業や補助金の整理統合や規制緩和、民間委託を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう努力 を続けます。

(組織、機構の見直し)

・社会情勢や住民ニーズの変化に対応できる柔軟な組織編成を行うとともに、タテ割り行政から脱却し、課 を超えた事務体制を構築し、職員の能力を最大限に引き出すように努力します。

(職員の定員管理)

・第六次行革大綱では、集落支援機構を立ち上げ、自治会活動や営農支援を行います。新規採用も計画的に 実施し、年齢構成が偏らないよう配慮し、再任用職員として経験豊富な職員を確保し、組織基盤の強化を図 りました。今後は職員の定年延長もある事から、これらを考慮した上での定員管理を行います。

(公共施設管理)

・全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、本村においても、主要な施設が耐用年数を迎えていますので、各施設の老朽化の状況や利用状況、総人口や年代別人口推計、中長期的な維持管理経費の見込みやその財源の見込みなどを適切に把握し、公共施設等総合管理計画の個別施設計画を10年毎に策定し、総合計画や過疎計画に変更が生じるたびに見直しを行い、整合が図れるよう適切に維持、管理を行います。

								単	位:人 実数値 計画値
項目	職種区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
	一般行政職	39	39	39	39	39	39	39	1
	保育園・子育て	5	5	5	5	5	5	5	
	教育委員会	5	5	5	5	5	5	5	教育長/教育指導主事含む
	バス運転手/用務員	1	1	1	1	1	1	1	
計画人員数	小計(普通会計)	50	50	50	50	50	50	50	
	診療所	12	12	12	12	12	12	12	派遣医師含まない/事務局長含む
	水道+介護	2	2	2	2	2	2	2	
	小計(公営企業)	14	14	14	14	14	14	14	
	合計	64	64	64	64	64	64	64	
	一般行政職	39	47	46	46	46	46	46	
	保育園・子育て	5	4	7	7	7	7	7	
	教育委員会	6	5	6	6	6	6	6	教育長/教育指導主事含む
実人員数	バス運転手/用務員	2	2	2	2	2	2	2	
予定人員数	小計(普通会計)	52	58	61	61	61	61	61	
了足八貝奴	診療所	12	11	12	11	11	11	11	派遣医師含まない/事務局長含む
	水道+介護	2	2	2	2	2	2	2	
	小計(公営企業)	14	13	14	13	13	13	13	
	合計	66	71	75	74	74	74	74	

第2章 政策の基本方針

第1節 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1項 産業活力

第1. 農業振興







●施策の目

・安心・安全な農産物の消費者ニーズが高まる中、本村のような中山間地の自然条件を活かして栽培される 農産物は、高付加価値化を図ることが可能であるため、畜産、緑茶、水稲、園芸作物や新規作物等を研究 し、農業生産基盤の整備、販売体制の確立を目指すとともに、各生産組合の活動育成と将来の農業を担う若 い農業従事者の確保・育成を図ります。

●第五次総合計画の成果

- ・園芸作物では、トマト農家の10a当たりの反収10tという目標を一部の農家で達成、また、新規就農者を研修生として受け入れる体制整備を始めました。
- ·野菜販売は、道の駅、白川茶屋、ふるさと企画等の店舗で販売し、消費者が求める安心・安全な野菜を提供できるよう地産・地消に努めました。
- ・持続可能なネットワーク業務としてフレッシュ便を運行し、とれったひろば・湯の華市場・学校給食に新 鮮野菜や山菜の販売を行いました。
- ・農家さんが手塩にかけた園芸作物を獣害から守るため、猪鹿防護柵設置事業を行い、電気柵と防護柵の補助を行いました。また、国の鳥獣被害防止総合対策整備事業を活用した集落を団地とした設置事業を有効に活用し防護に努めました。
- ・村の基幹産業である茶業については、販売価格の低迷や加工費の高騰等により組合員の減少はありますが、令和元年度に茶産地構造改革計画を策定、計画に基づいた茶工場の一工場化を実現し、一定の成果を得ることができました。現在第2ステップの組合改革に取り組んでいます。
- ・獣医師については、中津川市と開業医2名との委託契約を締結し、肥育牛等の獣医師を確保しました。

●今後の課

【園芸作物】

- ・トマト農家は平成10年頃には30戸、4.3ha程の作付けがありましたが、高齢化による担い手不足により現在は15戸、2.7haと減少しており、美濃白川就農応援会議による新規就農者の積極的な受入支援と、規模拡大を図る意欲のある農家の支援を継続して行う必要があります。・農村地域農業構造改善事業により整備したトマト選果場は、めぐみの農協管内でも一番古く老朽化が激しいため、新たな機械更新が必要です。
- ・新規作物としてアスパラガスとニンニクの生産や研究を始めましたが、メンバーの掘り起こしや販売ルートの確保が必要です。

【水稲】

- ・水田は、農家の大半がみのりの郷東白川㈱に作業を委託して耕作を行う体系が確立していますが、個人との受委託関係のため、農業者の高齢化等による担い手不足から遊休農地の発生防止が限界にきており、集落全体で農地を守る体制整備が必要です。また、水管理や除草作業もままならない農業者も増加しているため、一体的に管理できる体制整備が求められています。
- ・みのりの郷東白川㈱の機械更新は、中山間地域等直接支払交付金により、協定集落の同意のもと更新していますが、交付金に頼らない他の補助事業等による支援が必要です。また、大型機械の故障や修繕に係る経費が大きくなっているため、原因となる水田の再整備も視野にいれつつ、機械修繕のための新たな補助事業の検討が必要です。

【茶】

- ・茶は、各茶生産組合の組合員や後継者たちが農地を借りて生産を続けていますが、荒茶価格の低迷や連年に わたる凍霜害による減収等により生産意欲が減退しています。安定的な収量を確保するための生産基盤の整 備と販売体制の強化等、積極的な改革が課題です。
- ・茶産地構造改革計画に従い令和2年の2番茶から東白川製茶工場と五加製茶工場を合併し村内1工場としましたが、東白川製茶工場の機械や制御盤は経年劣化により稼動限界にきており今後の更新が課題です。また、組合員の高齢化や脱退により茶農家の減少が顕著に現れており、1回当たりの生葉受入数量が少ないため、現状にあった機械規模の見直しも必要です。

【畜産】

・肥育及び繁殖牛の畜産農家は1戸が法人化し、若手畜産農家も生産基盤が充実して安定していますが、令和4年度に1戸廃業し肥育農家は減少の一途を辿っています。基幹産業の一つでもある畜産も、畜産経営を担う後継者対策と経営開始までの研修生等の受入体制整備が課題です。

【地産地消】

・安全、安心、新鮮な地元野菜を東白川村及び近隣の住民の方に提供し、農産物の生産拡大や食育へつなげるため、「地産・地消」の啓発・促進の更なる取り組みが求められています。

【その他】

- ・原油高等による、燃油・肥料・飼料価格が上昇しています。一過性の補填ではなく、継続的な補助事業の 構築、スマート技術や省工ネ技術の導入が必要となっています。
- ・鳥獣害による農作物の被害が増大しているため、防護柵設置補助事業を継続しながら、国補助を活用した大 規模な鳥獣害防止柵等の整備が必要です。
- ・農業構造改善事業と山村振興事業で整備された五加センター、越原センター、こまもり会館、伝承の館、 白川茶屋等の公共施設は指定管理によりそれぞれの管理者で維持管理を行って頂いていますが、経年劣化が 進み小修繕だけでは対応しきれなくなるため、計画的な大規模修繕が必要です。
- ・茶の里カフェ、白川茶屋と茶の里野菜村は、現在のスタッフで頑張って経営をしていますが、スタッフ不 足と高齢化は否めない状況です。民間活力を導入した店舗経営や形態変更も必要です。

●その対

【園芸作物】

- ・担い手対策として、美濃白川就農応援会議による新規就農者への研修受入や就農時の支援、水田を中心とした集落営農組織の育成支援及び振興作物(茶、トマト)や有機農法による作物等で意欲ある農家の面積拡大等への支援を行うとともに、個別経営農家や活動組織を強化し、継続できる農業体制の整備を進めます。
- ・ J A めぐみのが所有するトマト選果場の選果設備については、老朽化に伴う機械更新の検討が進められています。村では、当地区が夏秋トマトの産地として持続し、また更なる拡大を目指せる体制構築を図るために、白川町と共に選果設備の更新を支援します。
- ・耕作放棄地や有休農地を活用した新規作物として、アスパラガスや二ン二クを引き続き研究し、生産者の掘り起こしや生産面積の拡大に取り組みます。将来的には園芸振興会へも加入し、道の駅、とれったひろば、湯の華市場等への物販や学校給食への安定的な収穫・供給ができるよう取り組みます。

【水稲】

- ・水稲については、作業受託によりみのりの郷東白川㈱で春作業と秋作業を担っていますが、農業者の高齢 化や世代交代により、水田管理や除草作業もままならない農業者も増えてきています。このことは、機械の 故障や作業の遅延にも繋がるため、地域おこし協力隊や卒隊したスタッフを雇用すると共に、後述する集落 支援機構とも連携を取りながら、シーズンを通した水田の維持管理に努めます。
- ・畜産有機プラントの有機堆肥を利用した水田機能の推進を目指します。
- ・みのりの郷東白川㈱により引き続き水田の受委託を行い、農地の荒廃防止を図るとともに農作業のスマート農業化を検討しながら機械更新や水管理システム等の導入を支援し、効率的な作業体系の確立を目指します。また、機械の更新補助のみでなく、修繕経費補助事業も計画します。
- ・前述したように、本村が目指す効率的な水稲経営体系の確立においては、みのりの郷東白川㈱の作業受託がその根幹を担っており、みのりの郷の体制強化が課題の解決に繋がります。しかし一方では、農業者の高齢化に伴うマンパワーの不足は、みのりの郷だけではカバーできないということも懸念されます。そこで村では、一段引き上げた構想である「集落支援機構」の実現に取組んでいます。この構想では、集落営農の推進と広域化、集落支援員制度を活用したキーパーソン(集落営農世話人)の配置などを行い、複数ブロックに分かれた集落営農の連携体制をつくり、全村的な水稲経営体系の確立を目指します。その中でもみのりの郷は作業受託組織として中心的な役割を担います。

【茶】

- ・茶産地構造改革計画に従い、ステップ2の東白川・五加両組合の解散・統合・転換へ向けた協議と手続き を進めます。五加茶生産組合は組合解散後の特栽茶栽培と販売戦略について、東白川製茶組合は安定的な組 合運営の組み立てを、両組合とみのりの郷東白川㈱が継続協議し、本村の茶業全体の枠組みで取り組みま す。また、補助制度を活用した茶栽培や防霜施設の更新、乗用型茶園への転換を実施します。
- ・一つになった茶工場については、制御盤や機械の更新計画を立て、中・長期的には受入収量に見合った規模の機械整備を検討します。

【畜産】

・飛騨牛の産地として4戸の畜産農家があり、若手経営者へと変わってきました。しかしながら、活用されずに残っている牛舎もあるため、所有者家族に丁寧な説明や理解を得ながら、研修生の受入施設として有効活用できるよう努めます。

【地産地消】

・国の「地域資源を活用した農林漁業者による新規事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づき、村では地産地消の取り組みにおいて、以下の施策を検討していきます。

①地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備、②直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進、③学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進、④地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保、⑤地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等、⑥人材の育成等、⑦国民の理解と関心の増進、⑧調査研究等の実施等、⑨多様な主体の連携等

【その他】

- ・農業経営に必要な経費のなかでは肥料代・燃料代が多くを占めていますが、これらの価格は海外情勢の変化に強く影響受けるため、収益性の低い農業にとっては大きなリスクとなっています。この他にも起こりうる様々なリスクにも対応できるよう、常にアンテナを張り有利な補助事業を活用し、東白川村の農業を支援します。
- ・制度事業等を活用して集落単位での鳥獣害防止柵等を設置し被害軽減対策を進めます。鳥獣の生息場所や 自己防衛をしても再三にわたり荒らされている場所等を、鳥獣被害対策実施隊へ情報提供できる仕組みづく りを検討します。
- ・農業構造改善事業、山村振興事業で建築した公共施設について、公共施設等総合管理計画により改修計画を策定し順次修繕を実施します。
- ・白川茶屋と茶の里野菜村については、担い手不足という課題の解決は難しいですが、それぞれ東と西の玄 関口として認知度も高く集客も安定しているため、両店舗が継続して経営していけるよう、村としても支援 を続けていきます。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

- ・トマト選果場施設および機械整備補助事業
- ・農業環境サポートの農作業機械整備補助事業
- ・茶園改植支援事業
- ・製茶工場の施設整備補助事業
- ・村単事業による小規模茶園整備事業
- ・鳥獣害対策に向けた防止柵等の整備事業
- ・農産物販売施設整備事業(白川茶屋・野菜村等の販売施設の機能充実整備)
- ・農構施設、山振施設の改修事業
- *ソフト事業
- ・元気な農業産地構造改革支援事業
- · 園芸振興会活動支援事業
- ・産地としての新規作物の調査研究推進事業
- ·耕作放棄地対策支援事業
- ・集落営農への取組支援事業
- · 茶業振興会活動支援事業
- ・茶商会活動の支援事業
- ・茶産地構造改革事業
- ·中山間地域等直接支払交付金事業
- ·多面的機能支払交付金事業

第2章 政策の基本方針



第1節 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1項 産業活力

第2. 農業基盤







●施策の目

·高齢化や担い手不足による農地の荒廃が懸念される中、農業基盤の整備や維持修繕を行い持続可能な農業の 推進を図ります。

●第五次総合計画の成果

・昭和57年からの県営畑地帯総合土地改良事業では水田・畑の整備を全村的に行い、最近では県単土地改良施設修繕事業、土地改良区修繕事業、県営中山間農業農村地域総合整備事業(東白川地区H26~R5)等で施設の改良、修繕等を行ってきました。

●今後の課

- ・昭和50年代後半から始まった県営畑総を中心とする農業基盤整備事業で整備された用水路等施設の老朽化が進み維持修繕が問題となっています。本村でも水田の耕土が深い、水はけが悪い等の問題があるため、再度土地改良事業の実施検討や有機堆肥を投入するなど対策が必要となっています。
- ・茶農家の高齢化、不採算により茶生産離れが加速しているため、放棄茶園にならない施策が必要です。

●その対

- ・県営中山間農業農村地域総合整備事業(東白川地区)が令和5年度に完了するため、令和6年度からの新規地区の採択に向け計画を推進します。
- ・県営事業、県単補助事業、基金事業等を活用し、農道・用排水路の維持修繕や圃場の修繕等を推進します。
- ・多面的機能支払交付金事業を有効に活用し、農道、用水路の維持修繕を推進します。
- ・茶農家の高齢化、担い手不足の解消策として、既存茶園における乗用摘採機での茶樹の管理、摘採等の機 械化を目指します。
- ・集落支援員制度事業を取り入れ茶栽培の支援を行いながら景観維持に努め、基幹作物である美濃白川茶 (東白川茶)の差別化を図ります。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

- ・県営中山間農業農村地域総合整備事業(東白川地区・新規計画地区)
- · 機械化対応茶園整備事業
- ・村単事業による小規模茶園整備事業
- ·多面的機能支払交付金事業

- *ソフト事業
- ・農地流動化奨励事業
- ・集落支援機構の活用

第2章 政策の基本方針





第1節 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづく

第1項 産業活力

第3. 林業振興

8 働きがいも 経済成長も



●施策の目

- ・豊かな森づくりを推進し、適度な植林と間伐の実施により環境保全林と木材生産林の整備に取り組みます。
- ・大型公共施設の木造化が進む中、間伐材等の活用推進と製品の高付加価値材の受注促進、地域材の利用拡大と木材産業の活性化を図ります。
- ・「100年の森林づくり構想」方針に従い、「東濃ひのきの産地」としての森林づくり、森林の「多面的機能」を発揮する森林づくり、森林づくりのための「地域・人」づくりを推進します。

●第五次総合計画の成果

- ・森林環境譲与税を活用した各種の事業展開をしました。特に、林業活性化担い手育成事業は林業事業体の 雇用の確保に繋がりました。
- ・第5次総合計画(後期)では、100年の森林づくり構想を策定し、森林づくりフォーラムを開催し100年後の森林のあるべき姿を計画しました。
- ・みなとモデル森と水ネットワーク会議への参画により、大手企業へ高品質材の受注促進を図りました。また、サントリーHD㈱や(一社)more trees、豊かな森づくり賛同企業とのより良い関係性により、 村有林や国有林の森林づくりが進んでいます。
- ・森林経営計画作成促進により、間伐や境界測量、促進のための条件整備は順次進んでいます。森林台帳システムや、今後運用される森林クラウドシステムへ入力することで山主の意向や作業内容がより明確になりました。

●今後の課

- ・コロナに端を発したウッドショックにより一時的に木材価格は上昇したものの、まだまだ木材価格は低迷しています。更には林業従事者の高齢化などにより造林施業が行き届かず、林業の活性化、山林の公益的機能を阻害していることが問題となっています。
- ・今後は多用途に応じた木材製品の対応を視野に入れた事業展開が必要となり、従来の優良柱材の生産施策を基本におき、需要に応じた供給体制の整備、生産コストの縮減が最大の課題となります。
- ・伐期となっている木材の高付加価値化を更に高めるために、未利用材の有効な利用促進を図り山主へ還元 できる仕組みづくりが求められています。

- ・「100年の森林づくり構想」に従い、資源の適正管理と配分をし、効率的・効果的に森林整備をするため、木材生産林と環境保全林との区分により、適材適所の森林づくりが必要です。
- ・世代交代により「自己所有山林があることは知っているが行ったことがない 」、「行き方も分からない」と言った山林が多くなってきており、境界調査や経営計画作成、地籍調査に支障となるため、対策が必要です。
- ・林業事業体の製材加工施設等の老朽化による設備更新が課題となっており、効果的な更新が必要となっています。補助金の支出だけでなく、その後の効果検証を実施し有効な補助金の使途が必要となっています。

●その対

- ・ロシア・ウクライナ情勢の悪化により燃油が高騰の一途を辿っており、ますますスマート林業や省工ネ技 術の必要性が見直されています。
- ・森林所有者への施業負担の軽減により、荒廃防止に取り組みます。
- ・東京都港区「みなと森と水ネットワーク会議」への参画等により、間伐材の利用推進と「乾燥」「強度」 「品質」「性能」を表示した高品質材の受注促進を図ります。
- ・村の山林全てのFSC森林認証化と、村内の木材関連企業全てのCOC認証の取得を推進し、加工製品の高付加価値化を推進します。
- ・林道・作業道の整備や組合の施設整備により、作業の効率化等を図ります。
- ・林業事業体の加工機器整備に対する支援を行い、品質管理の徹底による性能表示を含めた高付加価値化を 図り販売促進を展開し、今後とも他産地との差別化について支援を行います。また、白川地域LSCシステム (仮称)により、サプライチェーンの構築を推進し、地域性を生かした「東濃ヒノキ」の差別化について支援します。
- ・誰もが簡単に利用できる森林境界アプリの導入を推進します。
- ・農業振興ともタイアップした里山林整備事業(獣害対策含む)を推進します。
- ・森林環境譲与税基金により、林業活性化担い手育成事業や民有林への施策について有効な各種事業を展開します。
- ・森林経営管理法に伴う取り組みを推進します。
- ・「100年の森林づくり構想」を発展し、「森林未来会議」での協議と森林づくりの研究を継続します。

●具体的な事業名・工事名

- *ハード事業
- ·林業事業体施設整備補助事業
- ・植林、間伐(育林)等の森林整備事業
- *ソフト事業
- ・FSC森林認証とCOC認証推進事業
- ・未利用材と利用間伐の推進事業
- ・森林整備地域活動支援交付金事業
- ・森林作業員の技術講習開催事業
- ・民間企業の社会貢献事業との連携強化
- ・里山林整備事業
- ・枯損木処理緊急整備事業
- · 自伐林家型地域森林整備事業
- ・森林環境譲与税事業の効果的な事業展開
- ・森林未来会議の効果的な運用
- ・鳥獣被害対策実施隊(猟友会員)の有効活用

第2章 政策の基本方針 12 % 3 能





第1節 地域経済と産業活動が活発な「**にぎわい**」のある。

第1項 産業活力 第4. 地域振興と商工業対策





●施策の目

・地域資源の活用と村内雇用を増やすことで、村の経済循環を図り、地域振興を充実した方向へ導きます。 なかでも地域の優良材「東濃ひのき」を使った「東白川の家」を中心とする村内材及び木製品は、この村の 重要な資源であります。その資源を扱う人材も重要な資源の担い手であり、村の雇用と経済の好循環を生む 源となって維持し続けます。

また、小売・飲食店舗では、地域振興券「つちのこ商品券」による村内消費拡大を図ることで活力維持と 安定した消費の好循環につながります。(株)ふるさと企画では、この村の地場産品を大切に特産品販売等を積極的に取組むことで、この村の地域振興を進めます。

●第五次総合計画の成果

・「つちのこ商品券」による「つちのこメンバーズ事業」は好調であるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、村内の消費経済に影響が及びました。しかし、国のコロナ交付金による「つちのこ商品券」活用によって、村内の消費経済を維持することができました。また、建築業界も需要が落ち込む中、「フォレスタイル事業」を支援することで一定の建築数の獲得につながり関連する産業においても持続可能な状態が保たれました。ただし、㈱ふるさと企画ではコロナの影響により、今までのような集客による事業運営が厳しくなり、『選択と集中』によって「こもれびの里」で行なってきた体験事業及びレストラン「味彩」は廃業し、エネテクホールディングス㈱へ建物売却と経営譲渡し、飲食店「CROCEseason 2」や子会社の㈱Cloud9Marketが行うグランピングやオートキャンプ施設となり、新たな展開を迎えています。

●今後の課

- ・高齢化の進展で村内消費力は減少し、コロナの影響も心配される中、小売・飲食業の支援が重要であるが、令和2年実施の「村民の買物動向等調査」の村内購買率は、平均38.9%で、村内で消費しない傾向が進み、近郊のショッピングや通販・宅配消費が増えているため、今後も「つちのこ商品券」などで村内消費を促します。
- ・フォレスタイル事業は、『「東白川の家」柱プレゼント』やポイント効果によって第五次総合計画前期では年間30棟、近年は25棟ベースで少し落込む傾向にある。コロナの影響下により現段階では住宅着工棟数は減少傾向にあります。

- ・誘致企業の岐阜部品㈱は、自動車業界が次世代自動車の開発が必要とされる大きな変革期を迎えており、将来性の高い業界でありながら、コロナの影響とサプライチェーンの混乱で半導体やワイヤーハーネス等の車部品が不足し、需給バランスが難しく不透明な部分があり、生産台数の鈍化も予測されるため将来的に不安定な要因が懸念されます。
- ・令和2年から、こもれびの里を中心に誘致企業が事業展開するキャンプ場、グランピングやオートキャンプ施設は、アフターコロナでも三密を避け、プライバシーの確保された旅行ニーズに当てはまり、将来的に需要見込みがあり、村の新しい観光施設として期待されます。
- ・濃飛建設職業能力開発校(白川町)では、関係する自治体と継続的に運営支援を行なっているが、村からの訓練生が入校しない状況が何年も続いています。白川大工を養成することが目的であるが、今後どのように関わっていくか課題となっています。

●その対

- ・商工業者として新規開業または、事業承継や継続した事業を行うために必要となる支援を行ないます。
- ・企業は、事業収益の中で雇用を続けるための投資が難しい面もあるため、雇用促進奨励を行うます。
- ・雇用・労働を継続する環境を考える時、従業員や新規雇用者に対する教育が重要であるため、その支援を行ないます。
- ・商工業の経営改善普及に必要となる事業支援及び商工業業者の設備資金投資の際に借入及び経営改善における借入時の利息に対する利子補給を行うことで積極的に支援します。
- ・中小企業退職金共済の新規加入及び継続加入に対して事業支援を行ないます。
- ・デジタルを活用した地域社会を目指す現在は、商品券による地域経済を守る機能維持は重要で、デジタル活用による将来の可能性は検討する必要があると考え第6次においては、商品券のデジタル化社会と地域通貨の利用を含めて積極的に検討します。
- ・特産品の販売は、村民にとって地域資源を活用した大切な収入源であり、販売が促進されることはこの村全体の活力となり、そのため村が運営する E Cモール「つちのこマルシェ」に対して支援を行ないます。
- ・この村の林業は第一次産業として維持するための重要な産業であるため、その木材を活用する東白川木造 建築協働組合及び、行政が運営するフォレスタイル事業の推進はエンドユーザーへ繋ぐ役目の機関であるた め、引続き継続支援をおこなうこととし、更に将来の担い手育成支援となる白川大工学校(濃飛建設職業能 力開発校)への支援は重要であり、継続した支援を行います。
- ・(株)ふるさと企画は、村の主産業である農業によって生産されるトマトを特産品のジュースとして販売する 重要な会社であるため、引き続き支援します。

- ・㈱東白川の運営は、行政が行うことができない事業面を継続的に行うことで、企業誘致支援や雇用者のための住宅提供など充実した事業を展開します。
- ・NPO法人つちのこ村は、村の課題である移住定住の事業を受託して実施する法人となりました。 今後この事業はこの村の重要な柱であるため、この法人への事業支援は継続的に実施します。

●具体的な事業名・工事名

(商工業対策)

- 1) 商工業新規開業支援(事業承継・継業等は、検討する)
- 2) 雇用促進奨励事業
- 3) 従業員教育支援
- 4) 商工業経営改善普及事業
- 5) 商工業設備資金利子補給
- 6) 小規模事業者経営改善資金利子補給
- 7) 中小企業退職金共済加入支援
- 8) 地場産業振興事業
- 9) 商工業活性化支援事業(地域通貨関係)
- 10)キャッシュレス決済を活用した小売・飲食店舗等支援対策の検討
- 11) 事業承継・継業といった支援策の検討を行う。

(地場産業活性化対策)

- 1) つちのこメンバーズカードサービス強化
- 2) ECモール「つちのこマルシェ」出店事業者支援(リアルマルシェ開催支援)
- 3) 濃飛建設職業能力開発校訓練生経費支援
- 4) 東白川木造建築協同組合による空き家利活用分野の対策について検討。

(第三セクター・NPO法人等の運営)

- 1) ㈱ふるさと企画の事業支援
- 2) ㈱東白川の事業運営
- 3) シルバー人材センターの事業運営
- 4) NPO法人「つちのこ村」への事業支援

第2章 政策の基本方針



第1節 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

第1項 産業活力 第5. 観光振興・交流人口・地域活性化

8 働きがいも 経済成長も

●施策の目

- ・東白川村は緑豊かな森林と清流白川の魅力で、鮎釣り客も多く訪れ、風光明媚なこの村はこれからも自然を大切にして魅力的な観光地として、その資源を産業へ活用し続けていきます。
- ・令和3年は、新たな「にぎわい」の場所として「こもれびの里」に、キャンプ場・グランピング施設ができ、また森林を活用した森林レンタル事業もスタートしました。いずれも民間の力による取組であるが、このことによって村を訪れるキャンパーや、観光客が増え、東白川村にとっては新たな観光施設が増えたことで、交流人口増加に期待が持てます。
- ・アフターコロナでは密にならない観光が望まれ、この村の4大イベントの「つちのこフェスタ」「夏祭り」「秋フェスタ」「お松さま祭り」は、コロナ禍での開催が難しく、感染抑止対策を講じる必要がありましたが、令和3年度から縮小した「お松さま祭り」の実施、令和4年度も「秋フェスタ」と「お松さま祭り」は縮小開催を実施しました。これからもイベントは新たな交流と地元の活力向上を目指し、次世代の観光と交流人口の増加に向けた取組を目指します。

●第五次総合計画の成果

・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、村の観光に翳りができ、交流人口を増やすことが停滞しました。村の4大イベントも中止を余儀なくされ、つちのこフェスタのように大勢の人が訪れる交流機会が減少しました。また、長年「こもれびの里」で㈱ふるさと企画が実施してきた交流人口構築のための事業も止めることとなり、村全体として観光振興・交流人口という政策が後退する結果となりました。

●今後の課

- ・東白川村の自然は、緑豊かな森林と清流白川で、都市では得られない体感ができる魅力ある観光資源です。その自然を活用することが、これからの交流人口の増加につながり、さらに定住に繋がる仕組みや取組みがこの村にとって重要となります。
- ・コロナ前の"つちのこフェスタ"は年々、参加者が増え、4,000人を超える規模の大イベントになっていましたが、コロナ禍での開催は難しく、一部のイベントを除いて3年の間、開催を見送くることになりました。アフターコロナでは、密にならない工夫されたイベント開催が望まれます。
- ・第五次総合計画期では、こもれびの里を活用した事業や、森林レンタルという新しい取組がスタートしました。このような新しい取組は、東白川村にとって重要な観光の機会であり、これから事業を運営する民間企業と協力しながら観光振興を進めることが望まれます。

・2027開業が見込まれるリニア中央新幹線は、中津川市に岐阜県駅(仮称)ができ、東京岐阜駅間約58分、名古屋間では13分と、大都市間の時間距離が大幅に短縮され、地域経済やビジネスチャンス創出、 更に生産性向上など期待が高く、東白川村としては、この駅とのルートを上手く繋ぐことが新たな観光振興の可能性と捕らえます。

●その対

- ・あまり整備しすぎない自然環境維持を意識し、「美しい村」としての環境保全に努めます。
- ・東白川村へのアクセス道整備によって将来の観光地として魅力ある地域づくりに努めます。
- ・観光施設としての「こもれびの里」活用等に支援することで交流人口増加に努めます。
- ・地元でのマルシェやミニイベント開催を支援し、村で採れる野菜等の販売促進に繋げます。
- ・㈱ふるさと企画、恂新世紀工房、白川茶屋が行う物産販売等に支援を行うことで、東白川村の特産品の販路拡大に繋げます。
- ・イベントの継続はこの村の地域活性化に重要であり、関係人口増加に向けた取り組みとして「つちのこフェスタ」、「秋フェスタ」、「お松さま祭り」を継続し、東白川村ファン獲得に努めます。
- ・SNSの活用は、印刷したチラシより高い注目度があり、今後もPRやお知らせ等に活用する機会が望まれます。村内では、SNS活用と動画作成等の講習を積極的に展開し、村民自ら発信できる機会を増やすことを進めます。
- ・東白川村観光協会の運営管理

●具体的な事業名・工事名

*ソフト事業

- ・美しい村としての景観保全事業
- ・東京、中京、岐阜の各村人会への組織継続について検討する
- ・イベント支援補助事業
- ・"つちのこ"を活用したイベントや情報発信する東白川村 PR事業
- ・村内マルシェの開催支援事業
- ・講習会開催(SNS掲載に繋がる、写真・動画作成のポイントについて)
- ·SNS活用促進

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「**すみよさ**」のあるむらづくり

第1項 交通通信

第1. 国 県 道





●施策の目

・東白川村の主要道路は、国道256号、(主)下呂白川線、(主)恵那蛭川東白川線及び(一)越原付知線であり、社会生活・経済・文化を支えています。どの路線についても、村民の重要な生活道路であり、まだまだ改良の必要がある路線ばかりです。今後とも県との連携を深め村の活性化と発展のために道路整備の推進を図ります。

●第五次総合計画の成果

・白川町から中津川市(加子母)へ東西に横断する白川街道(国道256号、(主)下呂白川線)は、全線2車線化が完了した結果、通行車両の増加による流入人口は増加したものの、大型車両の通行が激増した事から道路路面の傷みがひどく一時は砕石がはみ出るほどでありましたが、管理者である岐阜県のご尽力により少しずつ修繕事業の推進がなされています。

●今後の課

- ・国道256号・(主)下呂白川線の神土(平)から白川町(佐見地内)へ繋がる区間、(主)恵那蛭川東白川線及び(一)越原付知線においては、ほとんどが未改良であり待避所さえ無い箇所が多く、通学路であり生活道である事から早期の改良、改築が望まれています。
- ・国道256号・(主)下呂白川線は緊急輸送路に認定された事から災害時には早急な交通開放が望まれ、より一層の早期道路改良と防災対策丁事が必要視されています。
- ・リニア中央新幹線の令和9年開業予定に伴い、中津川市や恵那市へのアクセス需要が高まることが予想されることから、濃飛横断自動車道の事業推進を図るとともに(主)恵那蛭川東白川線及び(一)越原付知線の道路改良の事業化が望まれます。

●その対

- ・国道256号整備検討委員会を開催し、県と村民との情報交換を密にし、事業を推進します。
- ・国道・県道の道路改良、防災対策及び維持管理は県への要望を行うこととなります。村民の利便性が図られることを最優先に県への積極的な要望を行い、拡幅改良の推進として、必要とされる用地等の交渉については積極的に協力し、住民要望を聞きながら事業の推進を行います。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

(既設道路の整備推進)

- ・国道256号:神土(平)~桜峠までの調査、防災事業、道路改良事業
- ・ (主) 下呂白川線: 五加(大沢地内)の歩道の整備促進事業
- ・国道256号・(主)下呂白川線:神土(平)~五加(大沢地内)の危険個所の調査、防災事業
- ・ (主) 恵那蛭川東白川線:神土(長瀞) ~大多尾峠の調査、防災事業、道路改良事業
- ・ (一) 越原付知線: 越原(陰地) ~中津川市(付知町)境の現道維持修繕、道路改良事業 (新しい道路の整備促進)
- ·濃飛横断自動車道(高規格幹線自動車道:郡上市(八幡町)-下呂市-中津川市(加子母)-(東白川村)-中津川市)整備促進事業

注: (主) とは主要地方道、(一) とは一般県道

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1項 交通通信

第2. 村

渞





●施策の目

・19の点在する集落を結ぶ村道は、255路線121kmにも及びます。その多くは、通学路・通勤路であり村民の日常生活には無くてはならない道路となっています。高齢化が進み在宅介護・看護が必要とされる中、福祉・医療の生命線とも考えられる道路整備を促進し、安全な交通確保のためより一層の道路整備を促進します。

●第五次総合計画の成果

・昭和の時代から建設され、老朽化した道路施設(橋梁・路面等)の調査・修繕計画を防災安全等の補助事業を活用しながら順次行いました。特に村道の舗装路面は、経年劣化や繰り返される凍上と平成4年度から始まった東白川村簡易水道事業により亀甲状のひび割れや段差が生じており、ひどい所では大きな欠損部が生じています。こうした路面修繕や橋梁補修には、社会資本整備総合交付金等を活用し、長寿命化を図るため計画的な調査・修繕を少しずつ行ってきました。

●今後の課

- ・村道のほとんどが未改良であり、移動の手段が車しかないため住民からの道路拡幅改良の要望も多く今後の課題となっています。
- ・白川及び支線の小河川に架かる橋梁は、大小を含め101橋を数えます。そのほとんどが、架設から20年以上の橋梁であることから点検と修繕を進める必要があります。そのうち橋長15m以上で自動車通行可能橋梁は30橋、15m未満で自動車通行可能な橋梁は61橋あります。橋梁長寿命化修繕計画策定事業等により点検と修繕計画の策定を進め安全対策を推進する必要があります。

●その対

- ・村内全域の計画的な路面修繕と道路改良を推進します。
- ・部分的な改修、安全施設等の整備については、住民の意見を十分に考慮し必要な箇所から修繕、整備を行います。
- ・老朽化した橋梁及び道路施設については、耐震化等の計画的な整備を行います。

●具体的な事業名・工事名

- *ハード事業
- ・社会資本整備総合交付金事業等(道路改良、橋梁修繕、路面修繕、施設点検)
- *ソフト事業
- ・次期社会資本整備計画についての検討

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1項 交通通信

第3. 農林道





●施策の目

・農林道は、生産された農林産物をいち早く、安全に出荷するとともに、農地及び林地の荒廃防止、生産性コスト縮減に重要な役割を果たしています。また、災害時には、国県道及び村道と連携し村民の生活を守るべく機能を維持していきます。

●第五次総合計画の成果

- ・農道は、曲坂から中谷までの基幹農道改良事業に令和2年度から着手され神付地内の変則5差路解消が見込まれます。県単土地改良事業や県営中山間地域農業農村総合整備事業により順次修繕が行われています。
- ・林道は、林業地域総合整備事業・県単事業により整備を行っており、主要な路線はおおむね整備されました。現在は、森林づくり委員会(6団地)による管理歩道の整備、作業路の整備が行われ主要な林道から延びる支線の整備へと移っています。

●今後の課

- ・支線農道は、ほ場整備事業等により整備された路線であり、ほとんどが未舗装です。敷き砂利等の整備は行われたものの施工から年月が経つことから、路面の修繕が必要な路線も出てきています。
- ・末端路線については、村や協定集落が主体となって整備、修繕を行う部分もあるため地域と連携が必要となります。
- ・広域林道「加茂東線」は令和2年度に全線開通をしました。「尾城山線」は白川町から中津川市へつながるルートとなり山林施業推進を図るとともに、災害時の迂回路としても早期の完成が望まれます。

●その対

- ・農道整備については、県営中山間地域農業農村総合整備事業、県単土地改良事業等により農道舗装、農道 修繕を推進し、荒廃農地対策の一つとして事業推進を行います。
- ・林道整備については、林道密度12.8 m/h a まで整備されており、山林整備に必要な路線は管理歩道、作業路の整備を進めます。また、生活道としての役割を持つ林道については、補助事業を取り入れ改良、改築、舗装を推進します。さらに、現在整備中の県営基幹林道「尾城山線」は早期の完成を目指し事業要望を推進します。また、隣接する白川町、中津川市加子母と連携しながら林道の接続を検討します。広域林道へ通ずる林業専用道の新設を県へ要望します。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

(農道の整備)

- ・県営中山間地域農業農村総合整備事業
- ・県単土地改良事業
- ·多面的機能支払交付金事業

(林道の整備)

- ·県単林道整備事業
- 基幹林道、林業専用道、基幹作業道等の整備事業
- ・県営基幹林道(尾城山線)整備事業
- ・公共林道整備事業
- ·林道維持修繕事業
- ・林道リフレッシュ事業
- *ソフト事業
- ·中山間地域直接支払制度
- ·森林整備活動支援交付金
- · 次期県営中山間地域農業農村総合整備事業 (新規計画)
- ・次期県営土地改良事業についての検討
- ・次期県営基幹林道・林業専用道についての検討

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第1項 交通通信

第4. 公共交通





●施策の目

- ・自主運行バスとスクールバス及び外出支援バス等の一元化を図りつつ、社会福祉協議会の送迎バスとの連携も視野に村民の交通手段の充実を図ります。
- ・高校通学への交通手段の確保を引き続き行うとともに、高齢者や交通弱者などが利用しやすい公共交通整備を進めます。

●第五次総合計画の成果

- ・自主運行バス等を継続することにより、車の運転できない人たちの交通手段の確保ができました。
- ・白川・東白川地域公共交通活性化協議会の実施により、濃飛バスの運賃を定額にすることと、外出支援バスなどの利用料を無料にしました。

●今後の課

- ・自主運行バス(廃止路線代替バス)として、濃飛乗合自動車㈱の経営努力と県の補助金に支えられ運行していますが、補助金が増加し続けているため対策を考える必要があります。
- ・鉄道・自主運行バスの既存資源を活かし、それらを効率的・有機的に連携させた公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。
- ・「おでかけしらかわ」のような公共交通を望む声もあることから、研究が必要です。

●その対

- ・自主運行バスの継続を検討するとともに県へ最低1/3の補助金確保を要望していきます。
- ・庁内に公共交通検討委員会を設置し、自主運行バス、スクールバス、外出支援バス等、社会福祉協議会の 送迎バスまで含めた総合的な公共交通体系を検討します。

●具体的な事業名・工事名

- *ソフト事業
- ・東白川村公共交通検討委員会
- ・白川・東白川地域公共交通活性化協議会

第2章 政策の基本方針





第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむら

第1項 交通通信

第5. 地域情報化





●施策の目

・平成18年度から東白川CATVの運用を開始し、令和元年度に全戸光ファイバーへ施設の更新を行い、 BSデジタル4K8K放送やインターネットの高速化(最大1Gbps:ベストエフォート値)が可能となりました。尚、情報通信分野の進化に対応するため、ユーザーのニーズを把握し、新技術の情報収集、適切な施設の維持管理により、安定したCATV業務を目指します。

●第五次総合計画の成果

- ・告知放送をFM告知方式へ変更し有線放送電話を廃止し、基本使用料を減額しました。
- ・FM告知放送システムを用い、屋外拡声装置を5箇所整備しました。
- ・公衆無線LANシステムを構築し、アクセスポイントを9箇所設置しました。
- ・国のケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業、地域ケーブルネットワーク整備事業の 採択を受け、村内全域への光ファイバー網を整備し、上位回線の冗長化を行いました。
- ・備品購入は概ね7年使用し、機器サーバーは概ね5年で更新し、機器の異常が発生した場合には修理などで対応し、安定したケーブルテレビの業務に努めました。
- ・生産者を含めた農業関連コンテンツの見直しを行い、令和4年度よりCATVの番組内で放送していた サービスを停止しました。なお、気象災害や農作物の管理に活用するために、インターネットによる気象情報のデータ提供を継続しました。
- ・CATVのセンター予備機を整備し、故障などに備えてインターネット事業者として、安心して利用できる環境づくりをしました。

●今後の課

- ・現在の公設公営を維持しつつ、運営形態や一部の業務について、民間委託や指定管理等を含めた業務改善を行う必要があります。
- ・CATV業務で必要な機器で、編集機、番組送出システム、FM告知放送システムは耐用年数がきているので、計画的に行う必要があります。
- ・インターネット系のサーバについては、計画的に耐用年数の5年で更新することで、安定したサービス提供が必要となります。
- ・D-ONU(通信信号変換器)、V-ONU(映像信号変換器)、電源供給器の定期的な更新が必要です。

- ・農業気象ロボットの更新及び廃止(3箇所稼動)を視野に、計画的な運用が必要です。
- ・告知放送システムと文字放送システムの更新に際しては、機器更新や新しい技術の導入の検討が必要となります。
- ・SNSを利用した動画の配信など、多様な情報発信の研究に着手します。
- ・災害時に備えて、フリースポット、無停電装置や発電機の維持管理、軽油の備蓄に努める必要があります。

●その対

- ・情報基盤施設管理運営協議会(番組制作審議会)の定期的に開催により、CATVの業務全般が引き続き 安定して継続運営ができるよう協議します。また、必要に応じて、業務委託や新しい技術の導入を検討する 必要があります。
- ・避難所や主な観光施設などにフリースポットの設置や、FM告知放送を導入するなど災害時にも備え、緊急用通信資材の確保と多様な通信の研究に取り組みます。

- ・自主放送番組編集機更新事業
- · 自主番組設備更新工事
- · F M告知放送更新工事
- ·公衆無線LAN更新工事
- ・河川カメラ更新工事
- ・農業気象ロボットの更新工事及び廃止(3箇所稼動)

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2項 生活環境

第1. 簡易水道







●施策の目

・本村は、幹線から枝状に多数の支線が延び、支線に集落が点在しています。そのため、簡易水道には、非効率な中山間地形であり、施設数が多く、維持管理費も多額となります。しかし、生活上必要不可欠な施設であり安全で快適な暮らしのできる水道水の安定供給を図ることを目的とし、今後、給水人口が減少することや、57施設の老朽化を見据えながら計画的に施設整備を行うことにより水道事業運営の健全化を目指します。

●第五次総合計画の成果

- ・本村では、東白川村簡易水道事業により平成4年から平成15年までに村内全域に給水され、その後の新規加入、廃止を含めて令和3年度末現在で加入率96%になっています。
- ・大明神水源系の水道機器更新計画(H24~H28)で、老朽化の進む浄水場施設と電気計装機器の更新を実施し、施設の延命化を図りました。
- ・曲坂水源系の水道機器更新計画(H29~R10)で、老朽化の進む浄水場施設と電気計装機器の更新を進め、施設の延命化を図っています。
- ・令和2年度からは、施設点検などを外部委託する等、適切な維持管理に努めた為、災害時以外は長期間断 水することなく水道水の安定供給が図れました。

●今後の課

- ・水道施設の機器は老朽化対策として国庫補助事業により、計画的に必要な更新を行いますが、今後必要となる、水道管路等の耐用年数経過による修繕・更新が、補助事業の対象とならないため財政上の課題となっています。
- ・高齢化・少子化による人口減少に伴い、給水件数は令和3年度末現在952件で、家庭用世帯数が3年前では763世帯あったものが、754世帯と9世帯減となっています。更に、高齢世帯、独居世帯や空家が多くなり、給水の廃止世帯が増加し水道使用料が年々減少していくことが懸念されます。

- ・水道水の利用及び加入促進のため、安全で衛生的なおいしい水について啓蒙し宅内切替を推進します。
- ・曲坂水源系の機器更新を計画的に行います。
- ・管路の耐震化等施設の長期維持管理整備計画を作成し、計画的な更新を推進します。

- ・大明神水系(越原上地区等)の管路更新予定が早期の地区で道路改良や道路舗装修繕が行われる場合には、道路管理者と協議を行い先行して管路の耐震化を検討します。
- ・転出、死亡等により空家となる場合、休止手続きも含め宅内配管の漏水対策に努めます。

*ハード事業

- ・水道施設の機器更新事業(曲坂水源系:補助対象事業)
- ・水道施設の躯体劣化による防水塗装工事
- *ソフト事業
- ・耐用年数経過を見据えた管路の更新実施計画策定事業

第2章 政策の基本方針



第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2項 生活環境

第2. 下水処理





●施策の目

・村民の生活水準の高度化にこたえるため衛生的で快適な生活環境の確保と保全を図り、合併処理浄化槽の整備促進及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを推進します。村内4箇所で運用している集合型合併処理浄化槽の維持管理体制の充実を図ります。

●第五次総合計画の成果

・本村の合併処理浄化槽は年々普及し、人口の85%については合併処理浄化槽により、し尿と合わせて生活雑排水も処理され、河川水質の向上に一定の効果が表れています。

●今後の課

- ・人口の15%は単独処理浄化槽と汲取であるため、生活雑排水が未処理のまま河川に排出されており依然として河川の水質汚濁の原因となっています。
- ・単独処理浄化槽を設置している家庭ではすでに水洗化され、利便性を得ているので合併処理浄化槽への移行は難しく、切り替え推進の課題となっています。
- ・未普及世帯は高齢者世帯が多く資金面でも難しい状態です。また、初期に合併処理浄化層を設置した世帯では、設置から30年以上経過し設備が老朽化して入替が必要になってきている施設もあり、設置者の高齢化も考慮すると資金面での援助が必要です。
- ・I ターン、Uターン者が新居を構える場合、新築や増改築で建物工事にかかる費用のうち、下水(浄化槽)工事費用も負担が大きいといえます。
- ・集合型合併浄化槽では、組合員の高齢化や使用人口の減少に伴い浄化槽使用料の個人負担の増加や、組合 の運営等、維持管理に不安が大きくなっています。
- ・集合型合併浄化槽の設備は、毎年保守点検により消耗部品の交換を行っていますが、制御盤等電気設備については耐用年数を迎える施設から順次更新が必要となっています。

- ・合併処理浄化槽の未普及世帯に対して、生活雑排水が及ぼす河川への影響、水の大切さを様々な機会を活用して啓蒙し、合併処理浄化槽への切替を推進します。
- ・公共施設の浄化槽への切り替えについて、各施設の利用状況を考慮し随時推進します。

- ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを更に推進し、生活の快適化と水質浄化に努めると共に老朽化した合併処理浄化層の改修補助を検討します。
- ・集合型合併浄化槽の組合員の高齢化や使用世帯数減少に伴う問題については、負担金の平準化等検討を行っていきます。

*ソフト事業

- · 合併処理浄化槽設置補助事業
- ・合併処理浄化槽への切替補助事業

第2章 政策の基本方針



第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2項 生活環境

第3. 環境対策







●施策の目

- ・村の自然を大切にするなかで、大気・水・土壌等循環型社会を形成し壊さないで、うまく保全し管理していく社会を作ることに取り組みます。
- ・木曽川水系上流部に位置する自治体と住民の責任と役割として、村全体の環境保全に努め、環境への負担 の少ない持続的発展が可能な社会の形成のため、河川環境の維持に取り組みます。
- ・温室効果ガス排出の抑制等に取り組み、地球環境温暖化対策を推進し快適な生活環境を保全していくことに取り組みます。

●第五次総合計画の成果

- ・ごみ処理状況は、ここ数年廃棄物全体では、排出量は減少傾向にあります。主な理由として、小・中学校連合PTAで年2回実施される資源回収によりリサイクルされていることや、資源ごみ袋の無料化により、ごみを分別して資源化すること等が減少を促進している理由のひとつと思われ、1日1人当たりのごみ焼却量では県下で一番少ない値となっています。
- ・資源ごみの持ち去り行為に対し村条例等により、管内を所管する加茂警察署と連携し、持ち去りごみの減少を図る体制を維持しています。

●今後の課

- ・山間地の人口減少により、森林及び農地の管理不足による一部荒廃や生物の減少、生活雑排水、農薬等による河川水質及び土壌の流出等により、環境破壊への侵攻を抑制することが課題となっています。
- ・可燃ごみでは、人口が減少している中で排出量は増加傾向にあります。その理由として、野焼きが減少していることや、事業所ごみの増加が大きな原因と考えられるため事業者に対し、自己による事業系ごみの処理を認識するよう啓発することが重要課題となっています。
- ・国道・県道の交通量増加により、道路沿いの不法投棄が目立ちます。人目につかない道路沿いを狙って不法投棄され、現状では有効な防止策が無いことが課題となっています。
- ・資源ごみの持ち去り行為者の動向に注視し、迅速な対応が課題となります。
- ・化石燃料の消費抑制が世界的な問題になっていますが、中山間地域では、唯一の交通手段である車の燃料 や暖房器具の燃料など代替燃料への切り替えが課題となります。

●その対

- ・村の9割を占める森林及び農地の計画管理と河川水質の保全管理を推進すると共に、ごみの減量化を図ります。
- ・生活雑排水の浄化による河川等水質の改善を図っていきます。
- ・ごみの削減を基本に、村内に随時拠点回収場所の設置を検討し、いつでも資源ごみを持ち寄れる環境を整備して、適切な分別収集及び再資源化を推進しごみの減量化を図ります。
- ・不法投棄の監視を強化し防止に努めます。
- ・持ち去りごみの監視を強化し防止に努めます。
- ・家庭ごみと事業系ごみの分別収集に努めます。
- ・家庭用太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利用促進に努め、太陽光発電設備等設置費補助を検討します。

- *ソフト事業
- ·河川除草業務委託
- · 景観保全事業補助金

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2項 生活環境

第4. 村営住宅





●施策の目

・民間の賃貸住宅が供給されない本村では、若者等の転出を抑制し、都市部からの定住促進と高齢化社会に対応した住宅環境づくりのため、公共賃貸住宅の確保と、安心して安全な暮らしが実感できる賃貸住宅を供給します。既存の村営住宅は、改修や改築を推進することを目標にします。

●第五次総合計画の成果

・本村では、人口対策の観点から定住促進住宅7戸を建設し、他市町村からの I ・ U ターン者に供給しています。今後も計画的に定住促進用の住宅を建設していきます。

●今後の課

- ・本村の一般住宅世帯数は、令和3年度末で818戸です。そのうち公営住宅等借家は、52戸で、持ち家率は、94%です。
- ・生活の糧となる就労先が少ないことや、高校が通学圏内にないため若者が他市町村に転出し、高齢化世帯 による空き家が年々増加しているのが現状です。
- ・定住する若者が近隣市町村へ通勤しやすくなる道路整備や、村内で農林業に従事できるような環境を提供することが、今後の課題です。
- ・村営住宅を建設するうえで、通勤、通学等の利便性または、災害に強い立地条件を考慮した土地を確保することが課題です。

●その対

- ・計画的な建替え修繕を行います。
- ・木曽渡住宅の建替え及び改修計画を策定します。
- ・村営住宅を建設する土地の立地条件、安全面を考慮して、先行取得も検討していきます。

- *ハード事業
- · 村営住宅建設事業
- *ソフト事業
- ・老朽化による村営住宅の建替え・大規模改修計画事業

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2項 生活環境

第5. 公園整備





31 X = 11 X 3

●施策の目

・既設の公園の適正な維持管理により、利用者の増加を図り、地域活性化につなげます。

●第五次総合計画の成果

- ・村の自然は、農林業を営む人の生産活動の場だけではなく、多くの人々が生活のリフレッシュのための場として自然を求めるようになってきました。そのような視点の中から「東白川村全域公園化構想」が生まれました。
- ・中川原水辺公園以外の「白川瀬音公園、鮎ヶ瀬公園、五介の滝公園、はなのき公園、つちのこ公園、白川 清流公園(白川茶屋周辺)、東白川お茶公園(宮代オートキャンプ場)」の7つの公園は指定管理により適 切な維持管理が行われています。指定管理者からの修繕要望等については、村や指定管理者により維持修繕 工事を実施しました。

●今後の課

- ・補助事業等により整備された農村公園については活用を検討する必要があります。しかし、中・長期的には維持管理に係る経費とそれによって得られる効果を見極め、施設のあり方についての再検討を行う必要があります。
- ・多くの公園は、指定管理委託契約を締結して適切な管理運営に努めて頂いていますが、第五次総合計画後半はコロナウイルス感染拡大防止で閉鎖していたため、使用料収入が皆無となり、維持管理に支障をきたしました。
- ・経年劣化により腐食箇所も見られるので、計画的な修繕が必要となっています。

●その対

・今後は、老朽化した公園施設の改修・修繕に多くの経費が必要となることから、前述したように施設のあり方についての再検討を行った上で、適切な維持管理・修繕を図ります。

- *ソフト事業
- 各公園の維持管理及び修繕事業

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第2項 生活環境

第6. 地籍調査





●施策の目

- ・地籍調査による土地境界の確定は、村民の財産の確定でもあり租税が公平にできること、災害時に公共事業が迅速に行える等とその効果は絶大な事業といえます。
- ・将来の境界不明確地を無くすために、山林境界確定が可能な時期に村民の協力を得ながら市町村境や奥地山林を優先し事業推進を行います。

●第五次総合計画の成果

・本村の地籍調査事業は、平成13年度から着手し令和3年度末現在で46.1%の進捗率になっています。地籍 調査完了地区では、山林施業や公共事業の用地買収などがスムーズに進捗しています。

●今後の課

- ・全村終了には、今後約40年かかると推測されます。
- ・現在の世帯代表者(70歳代から80歳代)は、山林作業の経験者であり所有山林の範囲は明確に知り尽くしています。しかし、次世代の世帯員は山林作業など経験もなく、所有山林がどの地域にあるかもわからない世代です。このため、今の世帯代表者が健在なうちに所有者境を明確にしておく必要があり、早期に境界の確認作業を推進する必要があります。

●その対

・山林境界の早期確認作業については、現在行われている森林整備地域活動支援交付金による境界の明確 化、地籍調査事業による一筆地調査の推進などに加えて、村と森林組合、6団地の協力を得ながら境界の明 確化作業を推進し、地籍調査前段階となるべき事業推進を行います。

- *ソフト事業
- ・地籍調査事業による一筆地調査の推進
- ・森林整備地域活動支援交付金による境界の明確化作業の推進
- 社会資本整備円滑化地籍整備事業の促進
- ・社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用した地籍調査事業の促進

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第3項 安全確保

第1. 消防防災





●施策の目

・近年の突発的な局地的豪雨や、南海トラフ巨大地震の発生に備えます。自助、共助を基本とする住民への 適切な指導と、広報活動による平常時からの防災意識の高揚、防災装備品の充実を図ります。あわせて自主 防災組織や防災士の育成、常備消防と消防団の連携による体制の強化を図ります。

●第五次総合計画の成果

- ・防災行政無線(デジタル移動系)を整備し、火災等で消防団との情報連携に活用しつつ、災害時の情報伝達手段として備えています。
- ・県単ライフライン保全対策事業を活用して、電線の通る重要路線沿いの立木を伐採し、風雨での倒木被害を未然に防ぐ対策を講じました。
- ・東日本大震災での教訓や南海トラフ対策、災害対策基本法の改正等を踏まえた地域防災計画の改定のほか、新たに国土強靭化計画を作成しました。
- ・消防団の団員報酬を見直し、処遇改善を行いました。

●今後の課

- ・防災行政無線(デジタル移動系)の整備から10年が経ち、機器の経年劣化対策だけでなく、樹木の成長による電波干渉なども考慮した通信環境の確認と整備が必要です。
- ・大規模災害時に生命線となる緊急輸送路では、家屋等の倒壊に備えた沿線家屋の耐震化や、路線の追加指 定に向けた準備が必要です。地域の避難所では、耐震強化、避難者生活に支障をきたさないための支援等も 検討する必要があります。
- ・災害対策を迅速に行うため全村民が「自助、共助、公助」の共通認識をもつとともに、自力で避難出来ない高齢者、障がい者などの要支援者に対する援護対策が必要です。
- ・消火栓のホースなどの初期消火設備の経年劣化への対応が必要です。
- ・消防団では、既設の資機材やポンプ庫の維持と適正配備、団員の処遇改善が求められる一方で、過疎化や 少子化による若者の減少により団員の確保が難しい状況にあるため、団編成や定員の見直しを含めた抜本的 な対策が必要です。

●その対

- ・防災行政無線の機器更新や消耗部品の交換等による長寿命化のほか、電波干渉する樹木の伐採、アンテナの改修など通信環境の改善について調査し対策していきます。
- ・ライフライン保全対策事業により、停電の影響が大きい地域の支障木を伐採します。
- ・消防団員の減少を想定した新たな団編成の枠組みや定数の見直しについて、近隣町村の状況を参考にしながら検討していきます。
- ・消防団員の確保と団員同士のコミュニティ維持のため、処遇の改善を検討します。
- ・緊急輸送道路沿いの危険家屋や、耐震基準を満たさない公共の避難所について、調査と耐震化を図っていきます。
- ・消防団 O B からなる消防協力隊や自治会毎に組織される自主防災会は、初期消火活動や自主避難誘導等に 大きな力になることを踏まえ、活動に対しての助成や初期消火設備・資機材の計画的な整備等を進めます。
- ・避難所としての機能が効果的に発揮されるよう各所に必要機材、物資を備えます。
- ・初期消火設備としての消火栓ホースの計画的な更新について検討します。
- ・資格取得補助を継続して村内に防災士を増やし、村民の防災意識の高揚を図ります。その活動に対する助成等を検討します。
- ・罹災証明の発行、被災者生活・住宅再建支援金の支給等に係る被災者支援の円滑化を図るとともに、マイナンバー制度の活用を検討していきます。
- ・五加地区へのヘリポートの整備を検討します。

- *ハード事業
- ・4部自動車ポンプ(平成20年度導入)更新事業
- ・小型動力ポンプ更新事業
- ・ライフライン保全対策事業
- *ソフト事業
- ・消防団員の処遇改善、各種支援事業
- ・非常食、災害用備蓄の充実
- ・消火栓ホースの更新
- ・ハザードマップの更新
- ・防災士資格取得の補助

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第3項 安全確保

第2. 防 犯





●施策の目

・安全で住みよい村をつくるには、住民一人ひとりが地域を見守る防犯意識を持つことが必要になります。 特に標的となりやすい高齢者や未成年者への防犯意識の啓発に努めるとともに、自主防犯組織の活動支援と 強化に努める必要があります。

●第五次総合計画の成果

- ・子どもの見守り等、地域で防犯意識を持つことができました。
- ・地域から要望のあった防犯灯を設置しました。
- ・加子母境と白川境の2箇所に防犯カメラを設置しました。

●今後の課

・社会情勢の変化に合わせたさらなる防犯体制、防犯意識の高揚が必要です。

●その対

- ・防犯意識の啓発に努めます。
- ・未成年者・高齢者・要援護者への防犯教育に努めます。
- ・自主防犯組織の活動支援に努めます。
- ・幼児・児童・生徒に対する不審者の対応をします。
- ・消費者向け犯罪の防犯対策をします。
- ・防犯カメラの維持管理に努めます。
- ・通学路の安全確保に努めます。
- ・防犯灯、街路灯の新設・更新は、一定の優先順位を定めて行います。既存のものは、村全体の配置バラン スや経済性など精査したうえで、修繕・撤去を行います。

- *ハード事業
- ・防犯灯の設置(更新含む)
- ・防犯カメラの設置(更新含む)
- *ソフト事業
- ・高齢者、未成年者が対象となる犯罪を未然に防止する体制整備
- ・警察や地域安全指導員の効果的な活用
- ・地域コミュニティの活性化

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第3項 安全確保

第3. 治山治水







●施策の目

・住民の生命と財産を守るために、令和3年3月に新規を含め東白川村内で指定をされた土砂災害警戒区域261ヶ所、土砂災害特別警戒区域251ヶ所の512ヶ所に関するハザードマップを村内全戸に配布するなどして危険箇所の情報を発信するとともにハード事業の推進を行います。

●第五次総合計画の成果

- ・令和3年3月に新規指定を含めた危険箇所は、土砂災害警戒区域261ヶ所(土石流140ヶ所、急傾斜121ヶ所)、土砂災害特別警戒区域251ヶ所(土石流130ヶ所、急傾斜121ヶ所)の512ヶ所となっています。このため改正後のハザードマップの全戸配布を行いました。
- ・地区集会所のレッドゾーン解消のため、用地交渉などに協力し懸案であった曲坂川と西洞川の砂防事業や 上小林急傾斜地崩壊対策事業に着手されました。

●今後の課

・近年の異常気象による大雨や河川の氾濫が心配されます。古くは昭和43年8月17日のいわゆる「8.17豪雨」、平成22年の梅雨前線豪雨、平成23年の台風15号豪雨災害など、河川の増水、法面崩壊等が身近で起こることを体験しています。「8.17豪雨」以降多くの治山施設、砂防施設が整備されましたが、構造的に新基準に合わない施設が多く、要援護者施設、避難所指定施設等を巻き込む恐れのある区域について、ハード施設の整備を県と連携を深めつつ推進する必要があります。

●その対

- ・急傾斜地崩壊対策事業により、住民の生命と財産を守る・住みやすさの向上といった重点事項であることは間違いがなく積極的に事業実施を推進します。
- ・レッドゾーン解消のため公共砂防事業の推進に積極的に協力します。
- ・山腹崩壊や土石流危険渓流の災害防止のため治山事業を推進します。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

(治山)

- · 公共奥地保安林保全緊急対策事業
- ·公共山地災害総合減災対策治山事業

- ・公共予防治山事業
- · 県単集落環境保全整備事業 (河川砂防)
- ・県単河川維持修繕事業
- · 公共通常砂防事業
- ・県単緊急土石流対策砂防事業
- · 県単砂防維持修繕事業等
- · 公共急傾斜地崩壊対策事業
- · 県単急傾斜地崩壊対策事業
- *ソフト事業
- ・治山、河川及び砂防等事業の次期計画について検討

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4項 地域活性化

第1. 地域社会





●施策の目

・地域活動が充実したものとなる基盤は、コミュニティ組織の中心に良いリーダーが存在することにあります。住民と行政が今まで以上に相互理解を図り、地域でできることは地域で行えるような地域の自立を目指します。そのためには、地域を支える人材の確保と世代の継承に努めます。

●第五次総合計画の成果

- ・近年急速に進展変化した社会構造や生活様式、少子高齢化、個人の価値観の多様化などにより、各地で基礎的な地域社会構造が変化してきた結果、集落の壁を越えた活動が活発になり、平成26年度から上親田集落と下親田集落が合併し、親田集落となり、村の集落は20集落から19集落に減りました。
- ・官民協働によるむらづくりとして、平成28年3月に「美しい村づくり委員会」が発足し、自主的に参加される住民の方と、村長をはじめ役場職員による多様な活動が現在も続いています。
- ・あわせて、元気な村づくり、地域づくりを進める団体の今までにない新しい取り組みに対し、全額補助を 行う「がんばる地域づくり補助金」事業を実施しました。(平成28年度1件、平成29年度2件、平成3 0年度3件、令和元年度2件)

●今後の課

- ・昔からの生活習慣が社会の移り変わりとともに様変わりしているのが現状です。いわゆる「田舎の生活習慣」といわれるような独特な生活習慣ではなく、近年の情報化社会によって多様化しています。
- ・村民の高齢化で担い手不足となる地域コミュニティの維持と、村外からの定住者と地域とのかかわりあい。
- ・美しい村づくり委員会は、活動のマンネリ化、参加者の偏りなどの問題点も現れ、近年では、活動の縮小傾向が見られます。あわせて、「がんばる地域づくり補助金」事業も令和2年度以降の申請数が0件の状況が続いています。

- ・19の集落はそれぞれ、規模や立地条件が異なっており、小規模集落はコミュニティそのものを維持する ことが負担過大になっているケースもあるので、集落間の共同化、隣接集落を合わせた中間的な活動範囲の 設定などを試み、負荷分散、広域化を図ることが必要です。
- ・集落合併はそこに住む人たち全員の合意が不可欠ですので、合意形成を目指して集落再編の検討を始め、 合意ができた場合、集落の再編を推進し、費用面での支援も行います。

- ・地域活動が自律したものとなることが、これからのむらづくりの最重要課題であることを認識し、自治会 長会、自主防災会、協定集落などを通じて地域リーダーの育成・確保を推進します。
- ・地域社会の活動拠点となる集会施設の設置や改修の要望には、一定の基準をもって対応します。
- ・集落支援員を自治会に配置し、農村の維持、集落の活性化、"元気な地域づくり"を応援します。
- ・東白川村における生活習慣については、地域における独特な生活習慣等を生活文化として保存継承できるよう温かく注視していきます。
- ・各地域の風習やしきたり等は、土地の文化としての理解のもとに成立するもので、前段となる近所づきあいや集落行事への参加は地域コミュニティの基礎として尊重します。
- ・美しい村づくり委員会においても、官民協働の先進地調査等の研修を促進し、特に若者や女性が参加しやすい環境づくりを行っていくとともに、住民が個々の関心あるテーマでの村づくりに関ることのできる仕組みづくり、活動の情報発信に取り組んでいきます。
- ・「がんばる地域づくり補助金」を見直し、住民が創意工夫をして積極的に取組む事業の支援体制を整備、 強化していきます。

- *ソフト事業
- ・集落支援機構の設立と連携
- · 自治会等運営支援事業
- ・美しい村づくり委員会
- ・がんばる地域づくり補助金

第2章 政策の基本方針



第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「**すみよさ**」のあるむらづくり

第4項 地域活性化

第2. 定住人口・関係人口





●施策の目

- ・この村の課題として、人口減少・少子高齢化・過疎化の進展・地域産業空洞化が止まらない現状があります。全国では移住・定住の取組みを行なわない自治体の人口減少は取組みを行う自治体と比べ、減少率が高くなる傾向にあるため、東白川村が行う「つながるナビ事業」は重要な取組であって、継続することが重要となります。
- ・この村の、若年女性比が低いという課題に対して、女性に選ばれる地域づくりを目指して女性活躍に向けた意識改革や働きかけ、女性の起業支援などの取組も、安定した定住人口策となる重要なポイントであり、女性を意識した支援策が今後の課題解決の方向性になると考え、その取組を検討します。
- ・関係人口は、地方移住の可能性につながり、ひいては定住人口に転じる関連性があると捉え、関係人口に関わる事業(観光振興・イベントや交流事業)は重要であり、これら施策を進めるため、人とのつながりを意識した取組みが社会課題の解決に向かう切っ掛けになると考えらます。また、政府方針にある「関係人口創出・拡大」は地域づくりの担い手となる可能性が高く期待されるため、継続的なつながりをもつ機会に取組みます。

●第五次総合計画の成果

・つながるナビ事業における移住・定住促進は第五次総合計画においては、人口減少対策に対する目標に向けた進展が確認でき、特に、移住者が増えたことは大きな成果でした。目標にもあるように継続することが第六次総合計画期においても重要でありますが、空き家バンクへの登録件数が十分でなかったことは課題と捉え、これからの空き家物件流動化促進対策として、この課題に対応することが必要であることが確認されました。

●今後の課

- ・村民の「移住・定住」に対する理解は、定住人口政策を進めるにあたり重要な部分であるため、引続き 「移住・定住」の制度について住民理解が得られるよう説明の機会が必要となります。
- ・「移住・定住」の政策を進めるにあたり、この村で働く環境は重要であって、DX化が進む社会での東白川村の全村光ファイバー化はIT推進の重要な武器であり、その利点を上手くPRU、IT活用と働く環境充実に向けた対策が望まれます。

●その対策

- 1) 定住促進事業(住宅新築・中古住宅購入の助成事業)
- 2) 民間空き家住宅の条件整備への助成事業
- 3) 東白川村内産材利用向上助成事業
- 4) 東白川村出産祝い金交付事業
- 5) 高校生の通学支援事業
- 6) 子どもの医療費の個人負担無料化事業
- 7) インフルエンザ等予防接種助成事業
- 8) 不妊不育治療費助成事業
- 9) コワーキング・サテライトオフィス施設等設置検討
- 10) テレワーク・ワーケーション事業の導入検討

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

- ・ふるさとセンター改修工事(コワーキング・サテライトオフィス等)
- ・ふるさとセンター備品購入(コワーキング・サテライトオフィス等)
- *ソフト事業
- ・デジタルを活用した働く場所と機会の提供

第2章 政策の基本方針





第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむら

第4項 地域活性化 第3. 男女共同参画

5 ジェンダー平等を 実現しよう 10 Aや国の不平等 ◆全なくそう

●施策の目

- ・男性女性がそのお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。
- ・できる限り地域の実情にあった「地域らしさ」を有する計画を進めます。
- ・行政委員会等への女性委員の登用を推進するとともに、家庭と仕事が両立できる就業環境づくりをめざします。

●第五次総合計画の成果

・小さな子どもを持つ親への支援として、延長保育や一時保育、病後児保育等を充実させてきました。

●今後の課

- ・少子高齢化はますます進み、15歳未満の人口が減少を続ける中、65歳以上の人口が全体を占める割合は年々増加を続けています。高齢化が進む中、女性が介護をしているという事例は多く、負担を分散するしくみと啓発が必要です。
- ・村の女性の雇用をより拡大するためには、雇用環境、雇用条件といった受け皿の改善も必要ですが、地域の根強い風習や考え方といった男性、女性それぞれの意識の改善も必要だと、考えられます。

- ・女性の雇用環境、雇用条件の改善のためには、雇用者の理解が大切となってくることからこのための雇用 者研修なども行い(育児短時間勤務制度など)啓発活動を進めます。
- ・各種団体の役職への女性の登用を推進し、女性の社会参加を促進します。
- ・役場組織内で女性幹部職員を育成します。

第2章 政策の基本方針

第2節 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

第4項 地域活性化

第4. 第3セクター

※㈱ふるさと企画・㈱東白川:第1節-第1項-第4【P24-P26記載】





●施策の目

(制新世紀工房は茶の製造販売や特産品の加工販売により、地域の活性化を目指します。 みのりの郷東白川(株)は、水稲を主体とした農業の担い手として農作業受託事業・農作物生産事業を中心に農 地・農業を守っていく存在となることを目指します。

●第五次総合計画の成果

・制新世紀工房の事業であった農業環境サポート事業は、平成28年度に設立したみのりの郷東白川㈱へ移行し、本村の農地保全や農業振興を担っています。水稲の受託作業については、水管理や除草作業等を通年での受託事業とする必要があります。また、茶生産受託までは人員不足により手が回らない現状があるため、茶業関係者との協議を進め、本村全体の茶畑を守り、景観を維持する施策を行いました。

●今後の課

・平成12年度に、何新世紀工房を設立し、茶の製造販売を中心に農林産物の販売、道の駅「茶の里東白川」の管理運営に当たっています。杜の工房建築や茶の買い支えで、大きく膨らんでいる過去の借入金とそれに伴う返済利息が、経営を大きく圧迫しています。この借入金を、村からの貸付金で返済する事で早急な経営改善を行い、財政健全化に取り組む必要があります。また、道の駅全体の導線が非常に悪いため、特産品や農作物も一体的な販売とするようセンターレジとする大規模改修を行う必要があります。

- ・ 예新世紀工房は、道の駅施設全体のリノベーションや村内農産物を活用した販売商品の開発・販売を引き続き行います。
- ・みのりの郷東白川㈱は、集落支援機構を活用した水稲と茶の基幹作物を守るための農業サポート事業の確立を目指します。

●主要事業

- *ハード事業
- ・道の駅施設全体の改装工事
- ・農業機械の定期的な更新
- *ソフト事業
- ・集落支援機構の確立

●想定される特定財源

・スマート農業技術導入支援補助金

第2章 政策の基本方針



第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「**やさしさ**」のあるむらづくり

第1項 民生福祉

第1. 社会福祉





●施策の目

- ・急速に進む少子高齢化のなか、子どもから高齢者まで誰もが健康で生きがいを持ち、地域全体で福祉を考え共に支え合える環境づくりをすすめ「やさしさ」の実感できる村づくりを目指します。
- ・要援護者の災害時避難計画について、防災担当部署と連携を図りながらすすめていきます。
- ・認知症や知的障がいによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、「成年後 見人制度」の利用を促進していきます。
- ・村民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備し村全体の支援機関の関係者がすべての相談を受け止め、繋がり続ける支援体制(重層的支援体制整備事業)の構築を目指していきます。

●第五次総合計画の成果

- ・要援護者みまもり台帳の整備や、地域住民参加型の災害時の避難経路について図上訓練を行い、各地域に おける要援護者や、危険個所の確認が出来ました。
- ・災害時における要援護者の個別避難計画書を策定しました。
- ・避難行動要支援者システムを導入しました。
- ・特定世帯への商品券の配布、可燃ごみ袋の無料配布を実施できました。

●今後の課

- ・今後も福祉の担い手の育成に努め、引き続き有資格者の活動の場を確保する必要があります。
- ・要援護者の安全を図るための見守り台帳を活用し、要援護者の個別避難計画書を実情に応じて整備し、個別的な避難訓練の実施が必要です。
- ・高齢者を始めとする地域住民が必要とする、福祉サービスの把握に努める必要があります。
- ・成年後見人制度の利用促進が必要です。

- ・専門的な知識を持ったボランティアコーディネーターの育成を行います。
- ・資格や技能が生かせるボランティア活動などの場の提供や、NPOの活用が出来るように社会福祉協議会と協働でシステムづくりに努めます。

- ・ボランティアの心が自然に身につくように、児童生徒の福祉教育に学校や教育委員会等の関係機関と連携 を図り支援に努めます。
- ・要援護者の災害時避難について行政や地域住民が情報の伝達、共有を図り、要援護者や住民が参加出来る防災訓練のシステムを作ります。
- ・「第4期地域福祉計画」(R6~R10)策定のため、地域住民が必要としている福祉情報を共有することを目的に、福祉集落座談会を開催します。
- ・福祉サービスが必要な人に提供出来るように、社会福祉協議会と行政が中心になり、福祉情報の発信や情報の共有を図り、福祉相談窓口を設置します。
- ・地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を構築します。
- ・外国人有資格者等の受入れを検討するとともに、地域包括支援センター、東白川村社協、東白川村国保診療所との人事交流を推進します。
- ・高齢で判断能力が失われている人のために正当な判断を促すための「成年後見人制度」の相談窓口を周知します。

*ソフト事業

- ・社会福祉協議会における災害時のボランティアコーディネーター育成事業
- ・福祉教育支援事業
- ・福祉有資格者支援研修
- ·要援護者災害時避難訓練事業
- ・福祉避難所運営事業
- ・出産祝金の継続(教育委員会)

第2章 政策の基本方針



第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「**やさしさ**」のあるむらづくり

第1項 民生福祉

第2. 子育て支援





●施策の目

- ・親が経済的にも精神的にも安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子ども達が健やかに成長できる環境を推進します。
- ・子育て中の親が、親同士のかかわりを通して、子育てに対する意欲や自信をふくらませ、安定した子育て ができる環境を推進します。
- ・保・小・中の一貫教育ができるよう地元の利を生かしたふるさと文化事業、慣習等を通して、地域全体で子ども達の成長を支え見守る施策を推進します。

●第五次総合計画の成果

- ・第5次計画前期の平成28年度に作成した「子育て支援ガイド」により、子育てのそれぞれのステージに対する支援策が明示され、それにより各年代に合った支援方法が具体化しました。
- ・親子支援事業や子育てサークル事業の充実を図ってきたことにより子育ての不安の解消につながりました。
- ・子育て世代包括支援センターの設置により妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援ができるようになりました。
- ・小学校の長期休暇中の学童保育事業の充実を図り、その結果、長期休暇時等に保護者が安心して働くことができています。
- ・小学校では、放課後、低学年の子ども達が空き教室等を利用し、地域の方々の協力を得ながら学習活動やさまざまな体験・交流活動を行う放課後子ども教室の実施により、安心して活動できる安全な居場所を提供することができています。

●今後の課

- ・急速な少子化と人手不足による子育て世代にある親の早期社会復帰は、3歳までの家庭保育の充実を支援する村の子育て支援に対し、変化し続ける社会環境に合わせる形で未満児保育の利用が増加する傾向にあります。国全体としての保育無償化の流れにより、新たな子育て時代に入ってきたことがうかがえます。
- ・子育て支援は、親と子どもの双方の育ちの場としての役割・機能を充実していくことが必要であるなか、 国が示す働き方改革により、子を育てる親世代は仕事との両立を求められる社会であるため、今までとは違う支援策が求められます。
- ・子どもが育つ道筋や生涯を見据えた長期的視野を持って支援することも重要な役割であり、そのためには、保小中はもとより保健福祉センターなど他機関との連携が必要です。

・少子化、核家族化などの社会の変化に伴い、家庭の持つ教育力が低下してきていることが危惧されます。 家庭教育はすべての教育の出発点であるため、保護者一人ひとりが家庭の役割を見つめ直し、子どもを育て ていくことが大切です。

●その対

(子ども・子育て支援)

- ・女性の社会進出が進み、共働きや子育てをしながら働く家庭や出産・育児により仕事を辞めざるを得なかった家庭に対して、安心して子育てが出来るよう一時預かり保育事業等の充実を図り、子育て世代可燃ごみ袋支給事業等の生活支援策を検討していきます。
- ・次代を担う子の出産を激励し、出産や育児の経済的負担を軽減するため出産祝金の支給を継続実施します。また、お子さんの成長に合わせ、健やかな成長をお祝いする成長祝金を検討していきます。
- ・核家族化や女性の社会進出が進むなか、子ども達の健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭 教育を行うことができるよう、地域において自主的に家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームの設置 を検討していきます。
- ・子育ての不安を解消する為、また基本的生活習慣を確立する前段階として、子どもの育ちに関する知識や 接し方などを学習する場として、親子支援事業・子育てサークル事業の充実を図っていきます。
- ・少子化のなか、幼児が一緒に遊ぶ機会の減少、親同士の関わりの減少など懸念されるなか園庭開放事業や地域支援事業を通じて、集団で過ごす機会をより多く提供していきます。
- ・周りに相談できる人が少なくなり、子育てに不安を感じている現状が見られるなか、子育て相談事業・家庭訪問事業を充実させ、保小中、他機関との連携を密にして親子の孤立等を防ぎます。
- ・子育て世代包括支援センターとして、妊産婦の把握と支援を実施し、パンフレット等で内容を情報発信していきます。妊産婦を対象としたママサロンや赤ちゃんひろばを通じて、妊産婦の孤立を防ぎます。子育て相談会を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施していきます。
- ・子ども家庭総合拠点の充実を図り、村内在住の全ての子どもとその家庭に関し必要な実情の把握に努め必要な支援を実施していきます。また、要保護児童対策地域協議会を通して、地域で子ども達を見守る体制づくりを強化していきます。
- ・人口対策と地域活性化の促進を図るため、日常的に東白川村の自宅から高等学校等へ通学する生徒や下宿 やアパートで生活をしながら高等学校等へ通学する生徒を支援するため、その保護者に対し、補助金の交付 を継続実施します。
- ・共働き等の保護者の二ーズを把握し、平日や振替休日等の学童保育事業の更なる拡充を検討していきます。
- ・中学生の自転車通学に係る安全確保及び保護者の経済的な負担の軽減を図るため、自転車通学に使用する 自転車及び自転車の維持管理の費用に対し補助金の交付を検討していきます。

(食育活動)

- ・子どもの育ちと共に、年齢に応じた食に関する正しい知識や習慣を定着させます。
- ・子どもの家庭と地域の連携に加え地域の保健センター、医療機関、学校、また栄養や食生活に関する人材 や職種との連携を図りながら取り組みます。
- ・給食に地元でとれた野菜等をより多く提供できるよう検討していきます。

- *ハード事業
- ·幼児用遊具設置事業(中川原公園)
- ・子育て支援車両導入事業
- *ソフト事業
- ・第3期子ども子育て支援事業計画作成(令和7年度~令和11年度)
- ・子育て世代包括支援センター運営
- ・子ども家庭総合拠点事業
- ・子ども・子育て支援事業(子ども子育て支援補助金)
- ・子育て支援室事業
- ・一時保育事業
- ・子育てサークル事業
- ・食育事業
- ・子育てパンフレットの作成、HP掲載事業
- ・安全対策事業
- ・学童保育支援事業
- ・高校生通学支援事業
- ・放課後こども教室事業
- ・子育て世代可燃ごみ袋支給事業
- ・出産祝金交付事業

第2章 政策の基本方針

お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1項 民生福祉

第3. 保育園







●施策の目

- ・「よく食べ・よく遊び・よく眠る」をキーワードとして、村の未来を担う子ども達が健やかで、伸び伸び と過ごせる保育環境を整えていきます。
- ・豊かな自然や穏やかな人間関係の中で育まれた地域性を生かし、安定しリズムある生活と遊びの中で様々 な体験をし、世代を超えた交流を行いながら「豊かな人間性を育てる」ことを保育目標として取り組んでい きます。

●第五次総合計画の成果

- ・園舎の老朽化による不具合を解消するため、水道管漏水工事、廊下リフレッシュ修繕などを行い安全・安 心で生活しやすい施設になり、日々の保育の充実を図ることが出来るようになりました。
- ・国の定める保育士の配置基準に合わせた子どもの受け入れを行い、子育て世代のニーズに応える保育がで きるようになりました。
- ・三才児以上の保育料及び給食副食費の無料化を実施し、保護者の経済的な負担を軽減しました。
- ・新型コロナウイルス感染対策に対応するため、国・県の定める方針を遵守するとともに、保育環境の改善 に必要な換気、消毒などの設備や機器を配置しました。
- ・保育士等の職場環境の改善をするため処遇改善を積極的に行い、働きやすい環境になるよう努めました。

●今後の課

- ・全国的に進む少子化の波、また、三世代同居の中でも核家族化現象が見られるなど家族の形にも変化が見 られたり、わずかではあるが田舎回帰を求め平坦部より新しく人口が流入したりしています。
- ・同年齢・異年齢を問わず、地域の子ども同士の交流も限られ、仲間との関係の中で体験すべき感動や競い 合いが少なくなってきていると言えます。
- ・家族、地域を取り巻く環境の変化に対応して、地域を見直す活動も含め様々な体験活動が求められていま す。
- ・価値観の多様化や生活のIT化など社会状況の変化に伴い、子育てを他者に依存する傾向や、食・基本的生 活習慣の乱れ、そして地域コミュニティーにおける人間関係の希薄化が一部で広がってきています。そのよ うな課題や保護者のニーズに合った保育環境が求められています。

・隣接する県道(主要地方道下呂白川線)交差点などの交通事情は、近年、車両の交通量も極めて多いため 保育園施設の高い安全性が求められています。

(発達の個人差)

- ・子どもたちが、自分を取り巻く人・物・自然などの様々な環境要因の中で、それらとの相互作用によって 成長していくためには、長期的な視野を持って見通し、計画的に子ども一人ひとりの発達を援助することが 求められています。
- ・安全に配慮し、安心して楽しめる遊具等の更新、衛生面や使いやすさを考慮したトイレの修繕等が求められています。
- ・保護者のニーズに応えられるように、病児・病後児保育、特別保育等が求められています。

●その対

(環境の変化)

- ・子どもたちが少人数の中にあっても、地域の特色を活かした保育計画、行事計画を立案し、豊かな自然環境の中で健康な体作りをし、思いやりの心、豊かな感性を育むことを実践していきます。
- ・近隣の方々とのふれあい、シニアクラブの方との交流、社会福祉施設の訪問、小中学生との交流を通して、地域ぐるみの子育てを推進していきます。
- ・保護者の生活形態、就業状況の多様化に対応する為に、未満児保育を積極的に受け入れ、延長保育・休日保育・広域保育入所を推進していきます。
- ・平成27年度より子どもや保護者に対して新しい支援制度が開始され、そのなかで病児・病後児保育をはじめとして子育てをめぐる課題の解決を目指していきます。
- ・価値観が多様化する中でも食生活を通して、地域包括支援センター、学校保健会等、関係機関とも連携を とり、食の大切さ、基本的生活リズムの大切さを知らせていきます。
- ・保育施設にふさわしい環境のなかで過ごせるよう、長期的な視野をもって、次期保育園の更新計画を推進します。
- ・保護者の保育に対するニーズや保育士の働き方改革に対応するため、保育士の待遇の改善や新規保育士の 募集及び保育補助員の採用など、保育園の労務環境の見直しを図ります。また、新型コロナウィルス感染拡 大予防など今日的課題にスピーディーに対策を講じていきます。

(保小中連携の推進)

- ・村教育研究会の取り組みを中心として、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、子育て支援室、ことばの 教室、特別支援学級、保育園、小学校、中学校の職員同士の交流など、情報の共有や相互理解を深め積極的 な連携を図ります。
- ・保育士の力量の向上を図るため、積極的に研究・研修会に参加します。また、遊具・机・椅子等の物的環境を整えるなど子ども達の発達の個人差に適切に対応ができるよう努めてまいります。
- ・ほとんどの子ども達は保育園→小学校→中学校と長期にわたり同じメンバーで園・学校生活を送ることに なるので、縦割り交流や異年齢交流、村外での活動も大切にします。

*ハード事業

- ・ICT設備更新事業(1人1パソコン対応)
- ・遊具等の更新事業
- ・子どもと保護者が一緒に遊べる空間作り事業
- ・保育園改築更新事業(設計、工事)
- *ソフト事業
- ・感性をはぐくむ事業
- ・食育事業(なかよし農園)
- ・延長、土曜及び休日保育事業
- ・広域入所保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・保育士等の適正配置計画事業(働き方改革)
- ・次期保育園更新計画検討事業
- ・給食外部委託事業
- ・絵本ギフト事業
- ・木育推進事業
- ・保育士育成事業
- ・イクメン育成事業

第2章 政策の基本方針

8 働きがいも 経済成長も



第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるも

第1項 民生福祉

第4. 母子·父子·寡婦福祉

1 紫田を なくそう



●施策の目

- ・母子寡婦福祉会の活動を通してお互いが協力し、生きがいを持ち自立した生活が送れるように支援します。
- ・親自身が生活の中で直面する精神的・経済的不安を解消でき自立した生活が出来るように、地域全体で支援をします。

●第五次総合計画の成果

- ・母子・父子家庭の中学卒業激励会を開催し、自立に向けての抱負を語る機会に繋ぐことが出来ました。
- ・母子寡婦福祉会の活動に参加、協力することで福祉会と地域の連携や意見交換を行うことが出来ました。

●今後の課

- ・近年は家庭観、夫婦観の多様化に伴い、離婚によるひとり親世帯の増加傾向がみられます。ひとり親世帯は経済的に不安定で社会的にも弱い立場に置かれがちです。
- ・これまで、母子・父子家庭の子どもたちに対して、中学校卒業時に激励会を実施し、記念品(3,000円分図書カード)を渡していましたが、この内容を見直し、子どもたちへの応援のあり方を再検討する必要があります。
- ・ひとり親家庭は就労や日々の生活に追われることが多く、児童の養育、自身や児童の健康管理など様々な 面において困難が生じることが考えられます。
- ・就労支援のための情報提供、生活相談や養育の相談が気軽に出来るように総合的な相談窓口の整備が必要 になります。
- ・母子寡婦福祉会の新規加入者が少ないため、母子寡婦福祉会の活動を周知する必要があります。

●その対

- ・母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を援助するため、各種貸付金の活用を図ります。
- ・CATV、伝文字等を利用して行政支援策等の情報を提供します。
- ・村営住宅の入居等について情報収集に努め、情報提供が出来るようにします。
- ・母子寡婦福祉会の活動を社会福祉協議会と共に支援をします。
- ・母子寡婦福祉会の活動内容の情報発信を行い、PRすることで非会員の方に広く活動を知ってもらい、会員の増員に繋ぐことが出来るように支援します。(母子寡婦福祉会の今後について会員とともに考え、必要に応じて会員数の増員を目指すためのPR活動を展開します。)
- ・子の成長過程において身体的、精神的問題に遭遇した時や進学時等でひとり親では対応出来ないことについて家庭相談員を窓口として支援を行います。

- *ソフト事業
- ・相談事業
- ·貸付金事業

第2章 政策の基本方針



第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「**やさしさ**」のあるむらづくり

第1項 民生福祉

第5. 障がい者福祉







●施策の目

・本村の障がい者福祉については、「第3期東白川村障がい者計画」並びに「第6期及び第7期東白川村障がい福祉計画」に基づき、「障害者自立支援法」改正後の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)を踏まえながら、東白川村の地域にあったサービスを提供することで障がいのある方が充実した日常生活を送り、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

●第五次総合計画の成果

- ・「障害者自立支援事業」「地域生活支援事業」等、福祉サービスの提供により、村内外の要援護障がい者 等が地域での日常生活を安定的に過ごすことが出来ています。
- ・不安定な精神障がい者への対応について、就労継続支援 B 型施設「作業所えがお」への通所利用や、グループホーム「丘の上」(現在シェアハウス)の利用を促進したことで安定した日常生活の手段確保ができました。

●今後の課

- ・障害者手帳所持者数は、加齢による機能低下が原因で増加傾向にあります。
- ・的確なサービス利用に繋げるため、地域に潜在している障がい者等やその家族が抱える問題(家族の高齢化、経済面での不安等)の早期発見が必要です。
- ・障がい福祉サービス利用者に対するサービスの評価や見直し体制の構築が必要です。
- ・身障者福祉協会東白川村分会のあり方を検討するとともに、「身体障がい者相談員」の再設置が必要です。

- ・相談支援事業所を中心にその他関係機関と連携し、地域連携会議の開催や相談員の人材育成を推進し相談 支援体制の充実を図ります。
- ・相談支援専門員による障がい福祉サービス利用者の個別支援計画の作成・モニタリングを実施することで 定期的な見直しを行い、本人の意向やその障がい者等に関わる問題を把握することで的確なサービス利用に 繋げます。
- ・管内の限られた資源となる事業所を有効活用するよう、近隣市町との情報共有を図ります。

- ・障がい者が野外活動や軽スポーツを楽しむために、移動手段の確保や、活動の PRを図るために情報発信を行います。
- ・身障者福祉協会東白川村分会を再構築し、「身体障がい者相談員」の確保に努めます。

*ソフト事業

- ・障害者自立支援事業(補装具給付、自立支援医療、計画相談支援、障害介護給付)
- ・障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援)
- ・地域生活支援事業(相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、日中一時支援、移動支援事業)
- ・成年後見人制度利用支援事業

第2章 政策の基本方針





第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第1項 民生福祉

第6. 生活保護





●施策の目

・本村における生活保護については、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり等、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保護するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるよう支援を進めます。

●第五次総合計画の成果

- ・生活困窮者に対して、家庭訪問や就労相談、生活相談を行うことで、精神的支援や日常生活の見直しを図ることが出来ました。
- ・生活保護措置者には定期的に家庭訪問を行い生活状況、健康状態の確認を行うことで日常生活の安定、精神的支援に繋ぐことが出来ました。

●今後の課

- ・年金受給額の低下や、雇用の減少により、高齢者以外の世帯にも生活が逼迫する恐れがあり、これらが不安材料として考えられ、これにより保護世帯が増加することが推測されます。
- ・国の方針で生活扶助の見直しがあり、更に厳しい状況になっています。
- ・生活保護世帯以外の生活困窮者に対して支援をする、生活困窮者自立支援法が平成27年4月より開始になり、県の福祉事務所、社会福祉協議会との連携が必要になります。
- ・社会福祉協議会が窓口となる低金利による「生活福祉資金」の制度がありますが、返済が必要であり一時的な支援でしかありません。社協と連携をしながら、相談体制を整備する必要があります。
- ・生活保護認定を受けた方の就労について、引き続き福祉事務所やハローワーク等と連携し、支援を行って いく必要があります。

- ・生活福祉支援策や雇用機会の充実に向けて取り組みを積極的に推進していきます。
- ・平成27年度4月より生活困窮者自立支援法が施行となりました。福祉事務所との情報の共有、情報発信を行います。
- ・身近な相談窓口として民生委員児童委員、福祉委員等があります。民生委員児童委員の担当地区は複数の 集落を兼ねているため、現在は自治会長が兼務の福祉委員として地元の相談者として位置づけられていま す。民生委員、福祉委員の両委員が連携して情報収集や共有が出来るよう体制を再構築します。

- 各種扶助費の給付事業
- ・生活相談窓口設置事業

第2章 政策の基本方針

第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「**やさしさ」**のあるむらづくり

第1項 民生福祉

第7. 高齢者福祉





●施策の目

- ・75歳までを現役世代と位置付け、貴重な体験、知識、能力を活用して、元気で自立した社会生活が送れるように支援します。
- ・お互いが支えあい、高齢になり要支援、要介護状態になっても安心して住める東白川村を目指します。
- ・独居高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が安心して暮らせる村づくり、孤独死の回避、運転免許証の自主返納に 対応した外出支援福祉バスの充実を図ります。
- ・人生100年時代を見据えた健康づくり体制を推進します。

●第五次総合計画の成果

- ・村内外出支援・透析通院支援・中核病院通院支援・車いす通院支援や各種健康教室への参加支援や、福祉 車両の有効活用で買物支援等を行い、高齢者や、交通手段の無い村民に対して外出支援サービスの拡大と無 料化を図り、ドア・ツウ・ドアを目指した支援に繋ぐことが出来ました。
- ・高齢ドライバー安全対策事業(高齢者先進安全自動車購入費助成事業・高齢運転者先進安全装置等購入設置費助成事業・高齢者運転免許証自主返納支援事業)を実施しました。
- ・地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族に対して、介護をはじめとする生活全般の相談・支援体制を整え、地域のみまもり体制や認知症について啓蒙することが出来ました。
- ・神土・五加にサロンを整備、越原センターを改修し、交流拠点として、シニアクラブ活動やサークル活動 の活性化を図ることができました。

●今後の課

- ・高齢者が持っている知識、技術を活かしてシルバーいきいき人材センター等で、社会の一員として活躍して生きがいづくりに繋がっていますが、新規の会員が少なく、今後は会員の増員が必要になってきます。
- ・高齢者の移動手段がなく、外出の機会も無く引きこもり傾向から認知症に移行するケースや、高齢者の交通事故が危惧されます。高齢者の移動手段を確保し、交通事故を防ぎ、安全な交通手段として利用しやすい外出支援の仕組みづくりが必要です。村内の外出支援、中核病院通院支援、買物支援などの有効に活用できるように更に検討を行う必要があります。また、高齢者が、趣味や余暇活動のため、気軽に利用できる交通手段が必要となります。
- ・地域交流会は各地で定着して来ましたが、参加者の高齢化が進み、減少傾向にあります。会場が遠く参加 困難な方もいます。またボランティア(活動支援者)の育成が進まず、一部のボランティアの方に頼ってい るのが現状です。

- ・独居老人の介護状態、高齢者世帯の老々介護が増え、在宅での生活が困難になってきています。健康や生活面に不安が生じ、精神的に混乱することが予測され、医療・福祉・健康等の総合相談窓口やみまもり等ができる体制の準備が必要な状況にあります。一人暮らしになっても、高齢になっても安心して東白川村で生活できるための、福祉サービスの検討が必要になっています。
- ・今後、予定される介護保険改正により、介護保険対象外の介護サービスの見直しが必要になります。介護 サービスの見直し等を行う上で、福祉施設としての高齢者生活福祉センター(せせらぎ荘)は老朽化が進ん でします。施設サービスの充実を図る上で、せせらぎ荘の位置づけは重要であり、改修等の必要がありま す。今後、地域医療センターの一体的再整備事業(保健・福祉・医療ゾーン)も踏まえ検討していく必要が あります。
- ・高齢化が進む中、介護保険サービスや介護保険外サービスを提供できる中核的施設を考えていく必要があります。

- ・高齢者が生きがいを持ち、技術や知識、経験を活かし、社会の一員として能力を発揮出来るように支援します。 (シルバーいきいき人材センター等) 新規の会員の増員を支援します。
- ・高齢者が様々な活動(地域交流会、シニアクラブ活動、軽スポーツ等)に参加、医療機関を受診するために、外出支援サービスを行います。ドア・ツウ・ドアを充実するために、福祉車両の確保、運転手の確保を行い、個別対応を可能にします。また、趣味や余暇活動のため、有料で気軽に利用できる交通手段の構築を検討していきます。
- ・人生100年時代を見据え、高齢者が生きがいを持ち、健康寿命を長く保つための環境づくり(介護予防教室・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施・シニアクラブ活動・小集落のサロン等)を活用して、認知症や介護状態にならないように健康寿命の延伸を目指します。また認知症の人を見守る体制を検討します。
- ・介護保険制度の周知とともに、地域包括支援センターの役割や機能について広報につとめ、相談しやすく 身近な場所とします。
- ・介護予防の観点から高齢者を包括的に支援するため、地域包括支援センターを核とし、在宅医療と介護の連携や各種介護サービス等の充実、近隣の見守りや身近で集うことのできる居場所づくりの強化を図り、保健・医療・福祉・介護の連携のもとで可能な限り住み慣れた地域で包括的な支援、サービス提供体制(地域包括ケアシステム)を推進していくとともに、介護予防事業や地域支援事業の充実を図ります。
- ・市町村事業の村単サービス(デイサービス・ホームへルプ等)等の更なる充実を図り、介護状態にならないように、また要介護状態になった人、老々介護をしている人たちの生活を支えるために利用しやすい、生活サービス(洗濯、入浴、ごみ捨て等)の支援、介護・福祉・医療等の相談体制や、みまもり訪問等の充実を図ります。

- ・高齢者生活福祉センター(せせらぎ荘)の改修については、今後、地域医療センターの一体的再整備事業 (保健・福祉・医療ゾーン)も踏まえ、介護サービスを受けやすい環境を検討していきます。
- ・地域全体で世代交流が出来るようなサロンの活用を検討し、地域の一員として生活ができるように支援を行います。
- ・支えあいのできる地域づくりをすすめます。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

- ・外出支援車両計画的更新整備事業・せせらぎ荘リフト車更新事業
- ・介護予防的なデイサービス整備事業
- ・サービス付共同住宅(シェアハウス)整備事業
- *ソフト事業
- ・高齢者専用の共同住居の検討
- ・生きがいづくり教室及び地域交流会(サロン)事業
- ・高齢者の居場所づくりの提供(空き家の活用)
- ・外出支援サービス事業
- ・配食サービス事業
- ・村単介護サービス(ホームヘルパー・デイサービス等)事業
- ・緊急安全通報システム事業
- ・介護予防事業
- ・地域支援事業
- ・みまもりのわ事業

第2章 政策の基本方針

16 F和と公正を すべての人に



第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむ

第1項 民生福祉

第8. 社会保障

1 就服施 太人表表





●施策の目

- ・社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)による国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、福祉医療、国民年金のほか各種証明書関係などの行政手続における情報連携可能な事務手続等の適正な運営とマイナンバーカードの取得率の向上に努めます。
- ・村民がみんなで支えあいながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる 社会の実現のために、各事業会計の健全化を図りながら、制度の円滑な運営を推進します。

●第五次総合計画の成果

- ・マイナンバーカードの取得に向けて、村内事業所、シニアクラブ、自治会等における出張申請受付サービスを開始し、取得率の向上に努めました。
- ・国民健康保険は、平成30年度より県が財政運営の責任主体となり、保険給付費に応じて補助金が交付されました。保険料(税)は令和6年度から県の統一となるため、これまでの4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)から3方式(所得割、均等割、平等割)へと移行するため段階的に保険税率の改正を進めました。
- ・介護保険は、令和3年度から第8期事業計画がスタートし、保険料を据え置くと共に給付費及び地域支援 事業のほか各種事業展開により安定的なサービスを提供しました。
- ・後期高齢者医療については、広域連合が運営しており、村は保険料の賦課徴収等が主な業務ですが、ほぼ完納に近い保険料徴収率となっています。
- ・福祉医療は、乳児医療をこども医療と改称し18歳まで支給することにより、福祉向上に努めています。

●今後の課

(国民健康保険)

・国保制度では、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費が年々増加しており、保健事業の推進や医療費の適正化に向けた取り組みがより一層求められています。今後は、医療保険制度の広域化、収納率の向上、医療費の適正化への取り組みに努めていく必要があります。また、人口減少に伴い国保加入者も年々減少しており、それに比例して国保税も減少しています。現在、国では国保の運営者を市町村から都道府県へ移行することを検討されており、国県の動向に注視する必要があります。

(後期高齢者医療)

・75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は、県内のすべての市町村が加入する岐阜県後期高齢者 医療広域連合が運営しており、村は被保険者証の送付や保険料の徴収など村民に身近な業務を行っていま す。平成20年度からスタートした制度ですが、今後は国の動向を注視するとともに、安心して医療を受け られるよう円滑かつ安定的な運営に努める必要があります。また、令和6年度より広域連合への職員出向が あり、人員確保が必要になります。

(福祉医療)

・村の福祉医療制度として、子ども医療、障害者医療、母子家庭・父子家庭医療の医療費助成事業を岐阜県と一緒に実施しています。さらに村独自施策として子ども医療は平成25年度より「高校卒業まで」を対象として事業拡大を図っているところです。 全国的な少子高齢化の進行や医療費の増大を背景に、国 では、さらに医療制度の見直しが進められていることから、その動向を見極め、村民が安心して医療にかかれる医療保険制度の運営に努める必要があります。

(介護保険)

・介護保険制度については、急速な高齢化が進む中で保険給付費の大幅な伸びが予想されています。また、 高齢者や家族の生活上の心配ごとや介護保険情報の提供などに関する相談業務も増加し、地域包括支援セン ター機能の充実が求められてきました。今後の介護保険制度の改正に適切な対応を図り、予防介護や生活支 援の観点から業務を推進する必要があります。また、令和10年度より審査会への職員出向があり、人員確 保が必要になります。

(社会保障・税番号制度)

・社会保障・税番号制度による行政手続き等の運用が開始される中、マイナンバーカードの出張申請受付サービスなどにより、現時点では60%台の取得率となっているが、若年層の取得率が低いため、取得していただくためのメリット等を周知するとともに、全村民に対してマイナンバーカードの取得に向けて事業を推進していく必要があります。

(遺家族等援護)

・平成6年度に開館した東白川村平和祈念館は建物の老朽化に伴い令和4年10月に慰霊塔奉賛会並びに遺族会を中心に「東白川村平和祈念館改築委員会」を立ち上げ、新たな施設整備に向けて協議している。平和祈念館の遺品資料は約850点を展示しており貴重な遺品が時代と共に風化していかないよう後世に伝えていく必要があります。

●その対

(国民健康保険)

・国保保険税の適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化や特定健診・保健指導の充実による健康づくりに取り組むと共に、医療保険制度の安定化に向けて国・県へ要望活動を強めていきます。また、令和6年度より岐阜県国民健康保険運営方針に基づく保険料(税)水準の統一に向けて今後も検討していきます。

(後期高齢者医療)

・後期高齢者医療制度の医療費負担増による制度の見直しが検討されていることから、事業主体である岐阜県後期高齢者医療広域連合が策定する広域計画に基づき、各種事業において連携を図ると共に、地域保険としての一元的運用と国保制度の広域化の問題について議論をし、国・県への要望活動を進めることで、制度の移行が円滑に進むよう努めます。

(福祉医療)

・福祉医療制度の充実により、子ども、障害者、母子家庭、父子家庭の親子に対して医療費を助成することにより、早期治療を進め疾病の重症化および感染拡大を防止します。 また、福祉医療費は減少傾向にありますが、必要な医療ニーズに対し十分な医療を提供しつつ長期的に持続可能な福祉医療制度への充実をめざして岐阜県と連携しながら検討します。

(介護保険)

・介護保険事業計画の策定により、介護予防の視点から高齢者を包括的に支援するため、地域包括センターを核とし、在宅医療と介護の連携や各種介護サービス等の充実、近隣の見守りや身近で集うことのできる居場所づくりの強化を図り、保健・医療・福祉・介護の連携のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、 包括的な支援、サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進していくと共に、今後のサービス基盤の充実を図り、保険給付費の適正化に取り組むよう努めます。

(社会保障・税番号制度)

・マイナンバーの安全性や利便性をしっかり周知し、マイナンバーカードの取得率の向上に努めるとともに、今後始まる自治体 D X (デジタルトランスフォーメーション) 社会に向けた行政手続き等において、小規模自治体でしか出来ないきめ細やかなサービスを提供するよう努めます。

(遺家族等援護)

・平和祈念館の新設または既存施設の整備に向けて東白川村平和祈念館改築委員会と協議をし、計画的な施設整備・運営等を推進していきます。

●具体的な事業名・工事名

- *ハード事業
- ·東白川村平和祈念館整備事業
- *ソフト事業
- ・戸籍電算化システム運営事業
- ・保健事業実施計画策定事業(第3期データヘルス計画の策定)
- ・保険税税率の見直し
- ·介護保険事業計画策定委託業務
- ・児童手当交付金事業

第2章 政策の基本方針

第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第2項 保健医療

第1. 健康づくり



●施策の目

- ・村民一人一人のライフステージに応じた健康づくりと健康寿命の延伸のため、「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康意識の高揚をはかるとともに、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供し、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。
- ・健康寿命の延伸: "健やかに老いる"をテーマに、元気なお年寄りを応援します。
- ・人生100年時代を見据えた健康づくり体制を推進します。
- ・withコロナ:コロナ禍における予防と対策を徹底します。

●第五次総合計画の成果

- ・「健康増進計画」「データヘルス計画」に基づき、特定健診の実施やがん検診の一部無料化により、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療をめざしてきました。また健診の啓発を積極的に行いました。
- ・予防接種や健診等の健康情報のためのシステムを導入し、情報連携・データ活用ができるようになりました。
- ・健康相談や健康教育の実施により、村民の健康度の上昇をめざしてきました。
- ・食育に関しては、幼少期から学童期は学校保健会を中心に積極的に取り組み、成人期や老年期については 各種保健事業を通じて啓発に努めてきました。
- ・コロナ対策については、予防接種の推進による、高い接種率を保持できました。マスク着用、手指消毒、3密の回避の徹底を促すことができました。
- ・令和2年度に自殺対策計画の策定を行いました。
- ・インフルエンザワクチン接種において、無料化年齢引き上げ(15歳 \rightarrow 18歳)と高齢者(65歳以上)の自己負担額の引き下げ(1,500円 \rightarrow 1,000円)を行いました。※高齢者の自己負担1,000円は集団接種のみ

●今後の課

- ・特定健診の受診率は50%前後で低迷しており、がん検診も受診率10%前後と、その伸び率は決して高くはありません。
- ・口腔衛生については、受診率は上がっていますが10~15%であり、国の目標には届いていません。
- ・心の健康づくりについて、相談会や講演会を行ってきましたが、今後も心の健康づくりは重要です。また働く人のメンタルヘルスにも取り組む必要があります。

- ・若年期からの生活習慣病対策や感染症予防、心の健康づくりをすすめ、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションが出来る、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備や充実が今後も必要です。
- ・年々高齢化率が上昇していますが、元気な高齢期を送るために、健康寿命の延伸をめざし、若年期からの 健康づくり、高齢期の健康づくりや介護予防活動を充実させる必要があります。
- ・継続性の高い保健医療福祉事業の展開のために、各種専門職の計画的人材確保が必要です。
- ・人生100年時代を見越して、心身ともに健康で老いることを目標に事業を展開します。
- ・新型コロナワクチン接種が自己負担対応となった場合、助成制度の検討が必要となります。

●その対

(健康増進計画・食育計画・データヘルス計画の推進)

- 「自分の健康は自分で守り、つくる」との健康意識の高揚を図ります。
- ・家庭を基盤とした積極的な健康づくりの実践と習慣化を図ります。
- ・栄養(食生活)、運動、休養(こころの健康)の大切さを、関係団体との連携を図りながら、啓発します。
- ・各年齢ステージに応じた対策を図り、すこやかな高齢期が迎えられる環境を整備します。 (保健事業の充実)
- ・保健福祉センター、診療所が連携し、若年からの生活習慣病予防対策を推進します。
- ・健康診査の受診勧奨に努め、適切な保健指導の実施を図ります。(コロナ対応)
- ・地域の実情や各種年代に応じた健康教育、健康相談、介護相談等を推進します。
- ・感染症予防のための啓発と予防接種を推進します。
- ・地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や地域のボランティア等と連携し、介護予防事業を展開します。
- ・人生100年時代を見越して、心身ともに健康で老いることを目標に事業を展開します。高齢者予備軍については、健やかに老いるための事業を、超高齢者には年代にあった事業を検討し展開していきます。 (口腔ケアの推進)
- ・いつまでも健康な生活を送るためには、「口腔」の健康を維持することは重要であり、健康寿命の延伸に繋がるといわれています。口の中を清潔にするだけでなく、歯や口の疾患を予防し口腔機能を維持するため、乳幼児期は虫歯の予防、また成人期以降は歯周病疾患の予防、早期発見につとめ、8020を推進します。
- ・「東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、ライフステージに応じた歯や口の健康づくりを推進します。

(精神衛生)

- ・「相談対応のスキルアップ」や「具体的なセルフケアの方法を習得するための知識や技術を習得する」ための講習会等を開催し、メンタルヘルスケアの推進を図ります。
- ・心の相談会を開きます。
- ・働く人のメンタルヘルスを保つための啓発活動や講習会等を、事業主と連携して行います。 (健康活動拠点の確保)
- ・村民の健康活動の拠点となる保健福祉センターの適切な運営を図ります。

(保健・医療・福祉体制の整備)

- ・病気の予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制を検討します。
- ・保健事業における総合相談を推進し、医療・福祉との有機的連携を図ります。
- ・保健事業の展開に必要な専門職(保健師・栄養士・看護師等)の計画的確保を図ります。

●具体的な事業名・工事名

- *ハード事業
- ・健康づくりトレーニングジム(仮称)整備事業
- *ソフト事業
- · 各種健診 (健診) 事業
- ・健康づくり・健康相談・介護相談事業
- ・メンタルヘルス事業
- ・人間ドック・検診個人負担金助成事業
- ・予防接種事業
- ・コロナワクチン個人負担金助成事業
- ・地域医療センター一体的再整備事業の検討
- ・健康情報一元化事業の検討

第2章 政策の基本方針

第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第2項 保健医療

第2. 母子保健

1 対象をなくそう





●施策の目

- ・安心して子どもを産み育てることのできる環境を整え、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて、母子の健康の確保に努めます。
- ・少子化・核家族化等に伴う子育て中の親子の孤立防止や、子育て中の不安や悩みに対する相談事業を実施 し、安心して楽しく子育てができる環境をつくります。

●第五次総合計画の成果

- ・平成20年度から母子健康センターでの分娩の取り扱いを中止しましたが、その後も月2回の医師による 診察、出産後の療養や乳房ケア、産後の相談は継続しており、母親や家族の不安の軽減に努めています。
- ・子育て包括支援センターと連携し、心身の状況が目まぐるしく変化しやすい妊婦の不安や相談に、ママサロンや妊婦健診等を通して個別に対応し、妊娠が正常に経過するよう援助してきました。
- ・妊娠・出産・育児には当然経済的負担がありますが、そうした負担を少しでも軽減し、安心して妊娠、出産ができる環境を整えるため、妊婦健診への助成、出産祝金を支給することで、次代を担う子供の出産を奨励し、子どもの健全な発育及び福祉の増進を図っています。
- ・平成26年度から不妊不育治療費に対する助成を行い、1人の赤ちゃんが誕生しました。
- ・国の動向に合わせ、各種の母子保健事業や予防接種等を円滑に普及してきました。

●今後の課

- ・現在の取り組みの継続と、国の動向に対して今後もアンテナを高くして取り組んでいく必要があります。
- ・安心して妊娠・出産・育児を行うために、今後も後方支援医療機関との連携を密にし、母子保健推進体制の整備に努める必要があります。
- ・未熟児の養育医療等、支援が必要な親子に対して、十分な情報提供と医療の確保に努める必要があります。
- ・不妊、不育治療に対する助成を継続して行っていく必要があります。
- ・子育てヘルパー派遣事業について、制度の見直しと検討が必要です。
- ・アウトリーチ型産後ケアの充実が必要です。

●その対

- ・不妊・不育治療に対する助成を行います。
- ・妊婦健診の助成を行い、妊娠期の母子の健康を守ります。
- ・未熟児の養育医療を円滑に行います。
- ・産前・産後ケアや乳幼児支援を行います。
- ・アウトリーチ型産後ケアの取り組みを実施していきます。
- ・妊娠期から産後を通して、訪問・相談指導の充実を図ります。
- ・乳児健診、予防接種の機会を確実に設け、子供たちの健康を守ります。
- ・赤ちゃん相談を実施していきます。
- ・子育てヘルパー派遣事業について検討していきます。

●具体的な事業名・工事名

- *ソフト事業
- · 不妊 · 不育治療助成事業
- ・妊婦健診事業
- ・産後ケア事業(アウトリーチ型産後ケア)
- ・出産祝金の継続(教育委員会)
- ・母子健康センターでの療養事業
- ・訪問指導事業
- · 各種予防接種事業
- ・赤ちゃん相談、育児学級、はみがき教室等相談・指導事業
- ・乳児健診、1歳6ヶ月健診、3歳児健診等の健診事業

第2章 政策の基本方針

第3節 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

第2項 保健医療

第3. 医療確保





●施策の目

・健康な人生を誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人生100年時代の超高齢化社会に対応できる診療環境の整備を目指し、中核病院との連携を強化し医療・介護の確立を図ります。

●第五次総合計画の成果

・老朽化した診療所と手狭な老健施設の解消のため、平成28年度に「東白川村医療福祉ゾーン整備計画」を策定し、同年基本設計を行なった。平成29年度には実施設計を行い、五加下野地区に平成30年度から診療所を建設し、令和元年11月に新築移転することが出来ました。また、付帯設備として、災害時ガスバルグタンク及び非常用発電設備を設置した事により、停電時にも運用が可能となり災害への備えが充実しました。

●今後の課

- ・今後は診療所事業改革委員会の答申に沿った経営改善を図るとともに、新たに建設した診療所及び老健施設を活用し、ニーズにあった地域医療を提供する必要があります。
- ・いつ何時発生するか予測が立たない自然災害に対し、災害時における医療体制を整備する必要があります。

●その対

(信頼される診療所)

- ・村民に愛され親しまれ、利用される医療機関となるよう研修等を通じて、更なる職員の意識改革を含め一丸となって常にサービスの向上・改善に努めます。
- ・新たな感染症等、不測の事態から村民を守る診療所を目指します。
- ・村民の声を聞き、よりニーズにあった診療所を目指します。

(利用しやすい診療所)

- ・新築した診療所及び老健施設へ村民が安心して通院していただけるような、地域の拠り所となるような施設を目指していきます。
- ・引き続き高齢化に対応した通院支援サービスの充実を図ります。

- ・夜間、休日の「診療所安心ホットライン」の充実を図りつつ、休日診療を充実させ、住民の不安解消等の 情報発信に努め、中核病院との病診連携を強化します。
- ・医療相談窓口の充実に努めます。

(高齢者を意識した医療の実施)

・今後介護老人保健施設の施設整備の充実を図ります。

(医師の体制)

・地域ニーズに合わせた医療体制の確保に努めます。

(経営改善)

- ・医療機関に特に精通した専門家による指導・診断内容に基づき、改善します。
- ・「職員自ら経営に参画している」という自覚を持つよう意識を向上させます。
- ・職員の雇用確保と適正配置に努めます。

(医療機器の整備)

- ・地域の医療ニーズに合った医療、看護サービスを行うため、医療機器を計画的に整備します。
- ・訪問診療、訪問看護の充実のための車両、携帯用医療機器を整備します。

(保健福祉との連携)

・引き続き保健福祉部門との連携を密に、保健・医療・介護(福祉)が三位一体となり、より一層の地域包括ケア体制の充実を図るとともにサービスの提供に努めます。

(災害時の医療体制)

- ・東白川村防災計画に基づき、関係機関との連携を深め医療体制の確立と災害時に対応した施設整備に努めます。
- ・自然災害発生時における業務継続計画(BCP)に基づき、自然災害や感染症のまん延など不測の事態においても、医療及び老健事業を極力継続し、また中断せざるを得なくなった場合でも、可能な限り短い時間で 復旧を目指します。

●具体的な事業名・工事名

- *ハード事業
- ・往診車更新事業
- · 訪問看護車更新事業
- · 医療機器更新事業
- *ソフト事業
- ・職員研修事業(介護職員及び経理事務を含む)
- ・事業評価制度の実施
- ・医療介護職員の計画的採用(年代別にバランスが取れた職員配置を目指す)
- ・医療介護のDX化の研究(サービス向上・業務効率化・労働環境の改善)

第2章 政策の基本方針

16 平和と公正を すべての人に



第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

第1項 教育振興

第1. 学校教育

4 質の高い教育を みんなに



●施策の目

- ・進んで学び、ともに学び合う活動を通して、「確かな学力」・「ゆたかな心」・「健やかな体」の育成を 主軸とし、生きる力を身に付ける教育を推進します。
- ・学校と家庭と地域が緊密に連動し生徒指導と安全管理を更に充実するとともに、相互理解と信頼関係に基づいた安定した学校経営を推進します。小中学校の連携強化はもとより、子育て支援室及び保育園との保小中連携教育を推進します。
- ・ふるさとの人々が今以上に「この村の小中学校教育を受けさせたい」と思うことができるよう、郷土愛を 育むふるさと学習の推進と地域社会に開かれた教育課程の実施を推進します。

●第五次総合計画の成果

- ・少人数時代に適切に対応するための基本的な取組方法を明示した「第2次東白川村教育ビジョン」を平成31年に策定し、子育て・保育、小中学校、社会教育の各分野においてビジョンの具現化を実施しました。
- ・学校長寿命化計画により策定された「東白川村小中学校個別施設計画」に基づき、必要な施設整備を実施しました。
- ・子どもの学力・体力向上に繋がる教材備品の導入や小中学校のICT整備事業の推進により、小中学校における学習効果が高まりました。

●今後の課

- ・小中学校において、今後すべての学級が10人前後になる、新たな少人数時代を迎えるに当たり、より具体的で新たな教育方針や体制の改革が必要となります。
- ・村の子ども達は和やかな地域に見守られながら、保育園から中学校卒業まで変わることのないクラスの中で成長していく環境であります。そのため比較的、新しい環境への対応や適応度は、好ましい競い合いや、各種の感動体験が少ない環境であると言えます。
- ・新学習指導要領の考え方や村のふるさと学習の推進等の考え方を十分に踏まえた、地域社会に開かれた教育内容の充実を図るとともに、今後さらに進むICT教育の環境整備や指導する人材の育成、必要となる教材・教具を計画的に整備する必要があります。
- ・子ども達の生きる力の育成に向け、家庭と学校と地域が連携しながら、確実に育んでいくことが必要となります。
- ・子どもたちの学校生活での安全を確保するため、学校施設設備の計画的な整備を進めるとともに、安全教育の徹底を図ることが重要である。

- ・社会的規範意識や道徳心の希薄化が指摘されるとともに多様化する現代社会にあっては、なおさらに自分を正しく律して生きていく力が必要です。
- ・児童生徒が安全に通学できるよう、登下校時のスクールバスの安全な運行や児童生徒を安全に見守ることができる体制づくりが必要です。
- ・教職員の資質の向上を図るとともに質の高い授業を実現するためには、学校における働き方改革を進めていく必要があります。

●その対

(学校経営)

・特色・特技・伝統を明確にして取り組むとともに、元気な児童生徒、元気な教職員をモットーに活力ある 学校づくりを推進します。

(小中一貫教育)

・小中学校の連携強化、小中一貫教育推進を目指していきます。

(教職員の資質の向上と働き方改革)

- ・使命感にあふれ、実践的な指導力を持つ教職員の育成に向け、新しい時代の教育に対応できるよう、教職員の資質向上に向けた研修や研究活動を強化していきます。教職員が教育活動に専念できるように、時間外勤務の縮減など職場の改善に向けて行動計画を策定し、教育委員会と学校が連携して実施していきます。
- ・教職員の業務の効率化を図り、働き方改革を推進します。

(体験学習等及び進路指導)

・各種のふるさと学習、交流活動、研修活動、文化活動を更に充実し、視野を広めたり新たな課題に立ち向かったり、心から感動する機会を設定して、経験と自信に満ちた子どもの育成に努めます。様々な文化活動や職場体験、産業体験などにより郷土を愛する気持ちと確かな職業観を育てます。

(生徒指導)

・小中学校期の生徒指導はその小中学校期はもとより、その後の進路を豊かに生きていく基礎であるとの認識を深め、家庭と学校が緊密に連動して生徒指導と基本的生活習慣の確立を図ります。あらゆる機会を捉えて人権の尊重と思いやりの心を育成します。

(特別支援教育)

- ・一人ひとりに応じた支援を展開するとともに、特別支援学校等との連携を密にして就学指導体制の充実を 図ります。教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行います。 (連携教育)
- ・幼児教育及び一貫教育の重要性を基本として、村教育研究会の取り組みを中心とし、子育て支援室・保育園・小学校・中学校の連携教育と一貫性を推進します。

(安全管理)

- ・学校施設の定期的な安全点検を実施し事故防止に努めます。保護者、地域と連動して登下校時等の安全対策を推進するとともに、情報モラルの徹底に努めます。
- ・スクールバスの安全な運行に努め、児童生徒が安全にスクールバスを利用できるよう、適正な時期に更新を行います。

(学校運営支援)

- ・教育現場の多様性、専門性等に対応するため指導主事の配置を継続します。
- ・「第2次東白川村教育ビジョン」に基づき、少人数時代における村の教育を推進するとともに、今後の少人数時代における村の教育の推進計画である「第3次東白川村教育ビジョン」の策定を行います。

(学校施設)

- ・子どもが豊かで快適な学校生活が送れるように、安全・安心な学校施設の整備と維持修繕に努めます。学校長寿命化計画により策定された「東白川村小中学校個別施設計画」に基づき必要な施設の整備、改修を講じます。子どもの学力・体力向上に繋がる教材備品の導入やICT活用能力を高める教育環境の整備を行います。
- ・文部科学省が定める学校施設の改修要件を満たすよう、基準を精査して学校整備を進めます。
- ・学校長寿命化計画を基本として、必要とされる教育基準に適合するよう学校施設の整備、改修を実施します。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

(学校施設)

- ・学校施設大規模改修(バリアフリー化含む)事業
- · 学校遊具更新事業
- ・体育館大規模改修(バリアフリー化含む)事業
- ・プール機械設備改修事業
- 学校電気設備改修事業
- ・校舎、ランチルーム屋根瓦改修事業
- ・食と文化の館(給食センター)調理施設等の更新事業
- ・教材用タブレット端末等整備更新事業
- ・スクールバス更新事業
- *ソフト事業
- ・感動・感激・夢事業(学校裁量予算制の導入)
- ·登下校方法検討事業
- · 小学校社会科副読本改訂事業

- ・室・園・学校支援指導事業
- ・校務支援システム導入検討事業
- ・小学校学習指導要領教師用指導書整備事業
- ·中学校学習指導要領教師用指導書整備事業
- ・第3次東白川村教育ビジョンの策定

第2章 政策の基本方針

第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

第1項 教育振興

第2. 社会教育



●施策の目

- ・情報過多の現代では、幅広い知識や技能の修得など、社会参加に必要な学習に対する意欲や高齢者の生きがいづくりへの意識なども多様化しており、村民の学習意欲の多様化に対応することを目指します。
- ・家庭、学校、地域がそれぞれの役割の中でつながりを持ち、全ての村民が自主的に学べる場の提供や各種学習活動への支援を行い、「この村で生涯を過ごしたい」と感じられる社会教育活動の取組みを推進します。

●第五次総合計画の成果

- ・青少年育成推進員の下校指導を継続し、徒歩とバスの下校の様子を確認し、下校のルートと危険箇所を確認しました。また、児童生徒の見守り体制が整備されています。
- ・平成27年度よりみのかも定住自立圏共生ビジョンを活用し、情報誌「学びのとびら」に公民館講座を掲載することで受講者を募集し、開催教室の周知と参加者数の向上を図りました。

●今後の課

(青少年教育)

- ・次代を担う子どもを育成するため、教育夢プラン「Create東っ子」をより具現化し、青少年健全育成村民会議との協働事業をより一層展開していく必要があります。
- ・子どもの少人数化に伴い、団体活動や地域とふれあう機会、また、子どもの関係する団体の縮小・減少が危惧されます。

(成人教育)

- ・情報の過密化に伴い、さまざまな学習要求がある中で、最もニーズにあった学習プログラムの組み立てが 必要です。また、いつでも、どこでも、誰でも学習できる場の提供が必要です。
- ・公民館図書室は、引き続き図書の充実や図書室の有効利用が図れるように、貸出図書コーナーの充実と学習スペースの整備が必要です。

●その対

(青少年教育)

- ・青少年健全育成村民会議の活動を強化し、子ども会育成会や少年スポーツクラブ、子ども文化クラブ等と連携して、子ども応援団活動をより充実できるよう支援します。また、中学生を中心としたJLCの活動を維持し、子ども会行事のほか、地域の行事等において積極的に参加することで自立心の向上やリーダーシップの育成ができるよう指導します。
- ・子どもたちを事件、事故などから守るため、村ぐるみで危機感をもって子どもを見守り育てる体制を充実させ、安全パトロールなど具体的な取り組みを推進します。

(成人教育)

- ・気軽に学習できる場の提供として、公民館図書室の充実を図ります。
- ・公民館講座の多様化を検討し、学習機会の拡充を図ります。

●具体的な事業名・工事名

- *ハード事業
- ・新たな図書室学習スペース整備事業
- *ソフト事業
- ・公民館講座事業(みのかも定住自立圏共生ビジョン)
- ・青少年健全育成事業(こども応援団事業)
- ·社会教育事業(社会教育団体支援事業)
- ・二十歳を祝う会開催事業
- ・ふるさとカレンダー作成事業

第2章 政策の基本方針

第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

第1項 教育振興

第3. 文化•芸術





●施策の目

- ・村民の生き生きとした文化活動によって、村の魅力と活力を高め、地域に対する誇りと愛着を育むものとして沢山の活動が地域に根付いてきました。村民のさまざまな文化活動を引き続き支援するため、文化に触れあう場の提供に努め、文化の香り立つ村づくりを目指していきます。
- ・郷土芸能や伝統行事を含め、村の重要な文化財を村の財産として愛着意識を高めつつ、財産の保存とともに郷土の歴史や、その素晴らしさを伝承していくよう努めます。

●第五次総合計画の成果

- ・文化の香り立つ村づくりを目指し、講演会及びコンサートを実施したことにより、村民の文化に触れる機会を提供しました。また、芸術作品の展示によって村民の感性の向上に努めました。
- ・はなのき会館を改修し、文化・芸術事業のための利用向上に努めました。
- ・村民が教育、福祉要素の高い映画にふれる機会を提供することを目的に、映画上映会を開催しました。
- ・中学校の吹奏楽部を対象にしたトップアーティスト事業を実施しました。
- ・文化財審議会と連携し、指定文化財の保護・保存に努めてきました。

●今後の課

- ・伝統文化、芸術を後世に残し伝えつつも、新しく生まれてくる文化・芸術に乗り遅れることのないよう、 村民に対する情報発信やふれあう機会の提供が必要です。
- ・文化協会を母体として各種文化・芸術活動が展開されていますが、各サークル会員の高齢化による会員の 減少により、存続が危ぶまれています。
- ・文化的遺産の保護、保存については、いかに次世代に伝え、今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え実 践する必要があります。
- ・村に残る無形文化財、また、それに準ずる伝承すべき文化的行事を存続させる対策が必要です。

●その対

・はなのき会館・別館を活用し積極的に学習機会の提供を行い、また、新しい文化・芸術に触れ、親しむ機会の提供や、情報発信を行います。

- ・文化協会を中心とした各文化サークルの会員掘り起こしを支援しつつ、新たな文化サークルづくりも支援 します。
- ・現在登録されている文化財の保護・保全に努め、新たな重要な文化的遺産の調査、研究、保存活動に努めます。
- ・古いもの館に展示、保管されている民俗資料のデーターベース化と、展示場の有効活用や定期的な展示物 の並び替えを行いつつ、施設の維持管理に努めます。
- ・村の伝統行事を子ども達に理解してもらい、伝承していくため、子ども会の活動や高齢者との交流を通じ 「見て・触って・やってみる」ことの体験機会の提供を行います。
- ・既存の伝承芸能団体に捉われず、村に残る文化的行事や文化財産を保全する仕組みづくりを検討していきます。

●具体的な事業名・工事名

*ハード事業

- ・古いもの館維持修繕事業(実施設計、設備改修工事)
- ・指定文化財管理事業(ハナノキ自生地保全管理)
- *ソフト事業
- ・はなのき会館ホール事業(文化講演会・コンサート・映画上映会)
- ・公民館講座事業(お出かけ公民館講座等)
- ・トップアーティストとの交流(講演会)事業
- ・古いもの館民俗資料データーベース化事業
- · 文化協会支援事業
- · 文化財審議会支援事業
- ・子ども会交流活動支援事業
- · 伝承芸能団体補助事業

第2章 政策の基本方針

第4節 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

第1項 教育振興

第4. 生涯スポーツ





●施策の目

- ・全ての村民が、体力や年齢、技術や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、環境を整備し、運動の機会の提供に努めます。
- ・地域における身近なスポーツ環境の充実と、地域住民の多様なニーズに対応するスポーツ指導者の養成を行います。

●第五次総合計画の成果

- ・中学校の部活動種目を対象にしたトップアスリート交流事業を実施しました。
- ・軽スポーツ大会を開催することで、誰もがスポーツに親しむ機会を提供しました。
- ・総合運動場へのスポーツトラクターの導入、また、トイレ棟の改修を行い、スポーツの実施環境の改善に努めました。

●今後の課

- ・少子高齢化により各スポーツクラブの運営力の衰退が危惧されています。
- ・どのスポーツにおいても指導者育成が課題と言えます。
- ・総合運動場及び学校開放施設の照明器具が更新時期を迎えています。
- ・総合運動場テニスコートの、オムニコートへの改修が望まれています。

●その対

- ・少年スポーツクラブや体育協会等の将来ビジョンについて検討していきます。
- ・体育施設の老朽化による更新は、長寿命化計画に基づき適切に実施していきます。
- ・誰もが気軽に参加できる軽スポーツを体験できる機会づくりを行います。

●具体的な事業名・工事名

- *ハード事業
- ·中学校体育館屋根改修事業

- ・中学校体育館バリアフリー改修事業
- ・小学校体育館大規模改修事業
- ・小学校体育館バリアフリー改修事業
- ・総合運動場・地域運動場の定期的な維持管理事業
- ・体育施設照明器具更新(LED化)事業
- *ソフト事業
- ·指導者育成事業(指導者資格取得)
- ・トップアスリートとのスポーツ交流(講演会)事業
- ・スポーツ教室開催支援事業

第3章 行財政運営の基本方針

第1. 公有財産





●施策の目

・平成28年度に公共施設総合管理計画、令和2年度に今後10年間の個別施設計画の策定、令和3年度に新地方公会計による固定資産台帳の活用やユニバーサルデザイン化の推進方針を定め、公共施設総合管理計画の見直しを実施し、今後も公有財産の適正な管理運用を行います。また、指定管理者制度の活用により、施設の有効利用を図ります。

●第五次総合計画の成果

- ・公の施設の管理については、多様化する村民二ーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度への転換が図られ、協定書を締結し、一定の効果が得られています。
- ・令和2年度に公共施設総合管理計画の個別施設計画を策定し、今後10年間の公共施設の管理や更新における基本方針が明確になりました。
- ・新地方公会計による固定資産台帳が活用され、施設の減価償却率が明確となり、老朽化の進捗状況が見える化され、今後の更新計画に有効な情報が整備されました。

●今後の課

- ・多くの公共施設が更新時期を向かえ、改修費用の大幅な増加が見込まれています。今後40年間で要する維持更新費用を試算すると、総額413.0億円、年平均10.3億円となっています。これは、公共施設等を選別し更新を定期に実施すると仮定した計算ソフトによる数値で、現実的にはもう少し抑えられた形になると考えられますが、将来的には多額の維持管理コストが必要であることがうかがえます。
- ・厳しい財政状況の中、本村の特色を活かしたむらづくりを目指し、施設の長寿命化、老朽化した施設の改修・更新・処分(取壊し)を計画的かつ効率的に推進することが求められます。

●その対

・公共施設をできる限り長く使用することを基本認識として、利用率、効用、老朽度合等を総合的に勘案 し、維持管理、修繕、更新等を実施します。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考 慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施すること で、機能の保持・回復を図ります。

- ・建物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、庁舎では被害情報や災害対策指示が行われるなど 応急活動の拠点となります。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての 機能を確保するため、現時点で耐震面に懸念のある建物がある場合、緊急度及び、優先順位を判断し 、計画に基づき、耐震性を備えた既存の建物に機能を移転させる方法を基本方針として災害に備えます。
- ・全ての施設の機能の不具合や設備の劣化などに対して、従来のように修繕改修していくことは、大きな財政負担を強いることになり、これは将来の少子高齢化や人口減少予測による、今後の厳しい財政状況のもとでは現実的でありません。そのため、点検・診断等の実施方針により早期に各施設の状態を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・未利用の村有地について、払い下げを含めた利用を推進します。

第3章 行財政運営の基本方針

第2. 徵稅適正





●施策の目

・東白川村税務行政において、村税全体の徴税業務の適正化を目指す為、賦課・収納・滞納業務に係る税収 の安定を図ることを目的としています。

●第五次総合計画の成果

- ・固定資産税(宅地)の区画計測を行い、比準割合を適用することで均衡のとれた適正な評価と徴税の適正 化を図ると同時に土地評価事務取扱要領を策定しました。
- ・共通納税やコンビニ収納・スマートフォン決済を開始し納付方法の拡充を図った。それにより納付の機会が増加し住民サービスの向上に繋がっています。

●今後の課

- ・適正な評価根拠を明確とする為、担当者が異動しても後任者が説明できるような土地・家屋評価ソフトを 導入し、明確化させる必要があります。
- ・根本的に財産や収入がある者については、話合いで解決する方向で望みたいが、それ以外に予め、差押承諾書をとって分納誓約し、約束を破った場合は、差押等の強制徴収に移行します。
- ・市町村では人事異動により税務職員に固定しない性格上、身近すぎる住民への差押や滞納整理の専門業務 をスムーズに遂行できないしがらみがあるのもひとつの問題となっています。
- ・今後始まる自治体 D X (デジタルトランスフォーメーション)の推進。社会に向けた行政手続き等において、小規模自治体でしか出来ない運用面で、きめ細やかなサービスを提供する必要があります。

- ・地方税法第48条による県税事務所との徴収職員併任制度を実現する為、将来的に体制を検討します。
- ・現年度・過年度分で回収できない滞納者については、法的な滞納処分等で対応する為、毎月未納者リスト を打ち出し、電話催告を行い、毎月30日前後に期限を定めて滞納業務を実施していきます。
- ・話し合いで解決できず、財産調査を実施した結果、預貯金や給与、保険金のある者に関しては、債権差押 を実施します。次に家宅・車内捜索など身近な必需品である動産や自動車、そして最後に不動産等の公売を 視野に入れ、村税への充当を検討します。
- ・家屋評価システム導入を検討します。
- ・各種制度改正に伴い、税務システム等のシステムの改修を実施します。

第3章 行財政運営の基本方針

第3. 行政改革





●施策の目

・人口減少や少子高齢化の進展、多様化する村民二ーズへの対応など、厳しい状況に対応できる柔軟で持続可能な行政運営に対応するため、新たな体制づくりに取り組みます。

●第五次総合計画の成果

・令和元年度~4年度の第六次行政改革大綱に定める実施項目のうち、①「官民協働の推進」では、村長と語る会の開催や、美しい村委員会の開催②「組織力の向上」では、人事評価制度の整備や会計年度任用職員制度の整備、副村長の設置③「行政運営の効率化」では、業務の外部委託に関する取り組み、メンタルヘルス対策等を実施しました。

●今後の課

- ・第六次行政改革大綱では、これまでの大綱で推進してきた内容の継続はもちろん、特に官民協働の推進、職員のスキルアップと組織力の向上、事務の効率化に重点を置き策定されました。職員が住民にどれだけお返しができるか。定型業務のみで満足せず、公務員としてどれだけ危機感をもって今後の村づくりを推進できるか。そのための意識改革、職員一人ひとりのスキルアップが重要になります。
- ・村民から信頼される行政運営を行うためには、行政情報化を連携したより高度な事務システムの導入など の手段を導入し、事務処理の更なる効率化、高度化を図る必要があります。
- ・定型業務については、アウトソーシングなどを検討し、業務の硬直化防止や人件費の抑制を図る必要があります。
- ・情報技術、自治体法務、新公会計など高度化する行政事務に対応するため、高度な専門知識を有する専門 職員の育成が必要です。

- ・人口減少や地域社会の変化に対応した新時代の行政運営に対応するため、単に規模の削減にとどまらず、 新たな体制づくりを目指した第七次行政改革大綱を推進します。
- ・第七次行政改革大綱(令和5年度~8年度)を職員全員の共通認識の下で推進するため、村長を中心とした全庁的な取り組み体制を構築し、情報共有を図ります。
- ・職員一人ひとりが危機感を持ち、職員スキルアップ研修や優良自治体を視察し職員からの聞き取り研修などを実施していきます。

第3章 行財政運営の基本方針

第4. 財政健全化







●施策の目

・総合計画や行政改革大綱などの計画と連動して、中期財政計画を策定し、単年度の場当たり的な財政運営でなく、計画的・効果的・効率的な財政の運営に努めます。

●第五次総合計画の成果

- ・財政調整基金の運用については、積立目標として標準財政規模の2分の1相当の8億円を設定し努力を 行ってきた結果、令和3年度末財源で10億円の積立てを達成できました。
- ・実質公債費比率は、年々上昇し令和3年度決算で、14.1%となっていますが、起債の際に許可が必要となる基準以下で推移しています。

●今後の課

- ・実質公債費比率は、令和3年度決算で、14.1%となりました。今後の償還額の推移から、まだ比率が上昇することが予想されます。村債の発行に際して総務大臣の許可が必要となる基準(18%)以下での推移となるよう、今後も健全化への努力が必要です。
- ・財政調整基金は、近隣町村や類似団体と積立額を比較すると、まだ、積立額は少ないため、今後も積立への努力は継続する必要があります。また、その運用についても、指針を策定しておく必要があります。
- ・中期財政計画を、固定資産台帳に基づいた財務書類の作成や、総合計画実施計画、定員管理適正化計画、 行政改革大綱などと連動して作成し、安定的で持続可能な財政運営を目指します。
- ・予算の執行にあたっては、公金が住民のみなさんの税金から生まれていることをしっかりと各職員が認識 し、合法性、経済性、効率性、有効性に基づいて執行することが重要です。

- ・中期財政計画を策定するため、現在、総合計画実施計画管理システムで管理している年度別事業費、性質別経費ごとに管理してきたが、それに人件費の推移を管理できる体制を構築し、今後の財政負担内容等の分析や予測を可能にし、財政運営に資することとします。
- ・実質公債費比率は、比率を下げることが目的ではなく、財政の悪化を早期に発見し未然に対策を講ずることが第一の目的であるため、比率を下げることだけを目標とせずに、財政規律を守りながら、過疎対策債などの交付税措置がある有利な起債は積極的に借り入れて、財源を確保します。

- ・財政調整基金の運用計画については、災害時への備えや財源調整として運用します。また総合計画等に基づく大規模な施設整備については、特定目的基金を設置して、計画的な財源の確保を図ります。
- ・ふるさと納税による寄附の取り組み(PR)に力を入れ、むらづくりの財源として活用します。
- ・決算審査、定例監査などの監査体制を充実させるとともに、村民の皆さんが監査結果を身近に感じられるように、広報やホームページ、CATVを通じてわかりやすく公表し、行財政運営に対する理解と信頼性の確保を図ります。

第3章 行財政運営の基本方針

第5. 行政情報化





●施策の目

・デジタル技術を活用した行政事務の効率化と生産性向上を目指して、必要な業務量を把握し業務内容の改善に取り組みます。また、行政のデジタル化・DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進することで、業務の効率化と住民の利便性向上を目指します。

●第五次総合計画の成果

- ・庁内ネットワーク(平成14年度整備)は、サーバーは概ね5年、端末は概ね7年で更新し、毎年の保守管理を継続して適切に管理しました。
- ・基幹業務システム(総合行政情報システム)はクラウド化(平成23年度)し、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)方式の導入により 運用コスト削減をはじめ、集中監視による情報セキュリティーの向上などに繋がりました。
- ・基幹業務以外のサービスでは、公式ホームページの運用、平成24年度にメール配信サービス(すぐメール) や令和3年度にSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の公式LINE(ライン)を導入し、防災情報等の各種行政情報の発信に努めました。
- ・平成28年度からマイナンバー制度の開始に伴い、ネットワークの三層分離方式を採用し、情報セキュリティの強化対策事業に取り組みました。ネットワークを①住民情報系②内部情報系③インターネット系の3系統に分離し、住民情報系のネットワーク端末には二要素認証を整備し情報漏洩の軽減に努めました。また、岐阜県SC(セキュリティークラウド)にメール無害化・ファイル無害化機能を導入するなどセキュリティー対策を継続しました。
- ・平成30年度に例規集のインターネット公開を行い、行政サービスの向上を図りました。
- ・令和3年度にオンラインによる会議や研修が実施されることが多くなったことから、職員がWeb会議やオンライン研修ができる環境を整備しました。
- ・令和3年度に行政手続の対面見直しとして、書面規制、押印、対面規制の見直しを図り、ペーパーレス、 ハンコレス、オンライン手続に着手し、行政事務の効率化と住民の利便性向上に努めました。
- ・令和4年度に岐阜県市町村共同電子入札システムに参加して、工事、測量及び建設コンサルティング業務の入札については電子入札も可能としました。

●今後の課

・行政情報化のネットワーク、システム機器、保守管理、セキュリティ対策などの幅広い知識が求められ、 専門知識を持つ職員が必要となります。現状では、こうした技術や機器整備については、システムベンダへ の依存度が高い状態であることから、今後、日常の保守管理やアドバイザーの業務は、外部デジタル人材の 登用や外部事業者への業務委託を検討する必要があります。

- ・LGWAN(総合行政ネットワーク)については、国の政府共通ネットワークと地方公共団体間での専用のネットワークとなっていることから、行政機関が使う電子メール、電子申請(財政融資等)やLGWAN ASPサービス(eLTAXなど)などを継続して利用する必要があります。また、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の自己署名証明書を取得し、オンライン申請に対応できる環境の維持も必要となります。
- ・現在のネットワーク方式の三層分離については、セキュリティー体制の構築と情報漏洩の対策をすること で職員のテレワーク、オンライン会議や研修などを導入した、働き方改革に必要な新しい方式を検討しま す。
- ・e 電子法や電子帳簿保存法などの規定による電子データによる文書の保存が可能となり、今後、B t o Gによる電子契約、電子請求書、電子インボイスへの対応を目的としたサービスの導入を検討します。
- ・マイナンバーの導入と個人情報の利用を前提とした、情報セキュリティ対策のシステムの導入と職員研修 により、住民が安心して利用できるデジタル行政サービスの導入を目指します。
- ・例規集のデジタル化やペーパーレス化への取り組みとして、タブレット等の電子端末を利用した行政事務 の検討が必要となります。
- ・行政事務のデジタル化に向けて、AI・RPAの技術を活用した、電子契約、電子決裁、文書管理などのシステムを導入し、業務の効率化と身近なデジタル技術を活用したサービスの提供が必要となります。
- ・行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの普及促進とマイナンバーを活用した行政手続きの普及 などに対応したシステムの構築が必要となります。
- ・生産年齢人口の減少と高齢者の増加などの社会変化に対応するために、自治体 D X を進め、公共交通、高齢者対応、医療・福祉、インフラ維持管理などについて、 I C T を活用した取り組みの検討を開始する必要があります。
- ・番号法施行に伴い、住民情報等のシステムの改修が必要となります。また、番号法に基づく「特定個人情報保護評価」を継続して実施する必要があります。

- ・自治体 D X の推進に向けて、デジタル人材の確保・育成、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーの普及促進などデジタル社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- ・業務システム、ネットワーク及び情報セキュリティー強化対策の機器整備及び保守を継続し、行政事務の 効率化と住民サービスの向上を目指します。
- ・マイナンバー制度の特定個人情報の適正な管理を行うため、「特定個人情報保護評価」の実施を継続して 行い、情報担当の職員向けたセキュリティー研修や監査を定期的に実施し、個人情報の漏洩による事故防止 に努めます。
- ・令和7年度末までに基幹業務システムの標準化、ガバメントクラウドの活用、オンライン申請やキャッシュレス決済の導入により、更なる住民の利便性向上を目指します。
- ・公文書のペーパーレス化として、会議等で利用するタブレット端末を整備します。

第3章 行財政運営の基本方針

第6. 情報公開・情報発信





●施策の目

- ・情報公開を行政改革の一環として位置づけて、高度な情報公開の内部体制を整備します。
- ・東白川村の魅力を村民とともに共有するとともに、まだある潜在的な魅力を発掘し、村内外へ発信します。

●第五次総合計画の成果

- ・行政情報のインターネットと役場玄関に公開コーナーの設置による情報の公開に努めました。
- ・例規集のインターネット公開システムを整備しました。

●今後の課

- ・村民が自ら意思を政治や行政に反映させ、政治・行政の運営などを監視し、村政への理解を深めるためには、情報の公開が必要です。
- ・情報公開及び個人情報保護条例を機軸に、関連する条例を整備して、村民の要求に的確に対応する必要があります。
- ・情報公開事務を迅速に進めるため、構築した庁内の文書管理システムの有効活用と、情報公開に対応した 庁内体制の整備が必要です。
- ・広報誌や、ホームページの内容の充実やタイムリーな情報を発信するための体制の整備が必要です。

- ・情報公開を行政改革の一環として位置づけて、行政改革大綱の中で計画します。
- ・先進的な他市町村の事例などを参考に、村も村が実施する施策や事務事業がどのような過程を経て決定されたか、またどのような内容でどれだけの公金がどのように使われているかをオープンにしていく取組も検討していきます。
- ・行政情報化と連携して、文書管理システムを適切に運用します。
- ・広報担当者の資質の向上を図るとともに、情報収集体制を強化します。

第3章 行財政運営の基本方針

第7. 広域行政推進





●施策の目

・行政区域を超えた村民ニーズに対応するため、近隣市町村との広域連携を強化します。

●第五次総合計画の成果

- ・広域的課題を解決するため、一部事務組合や任意協議会などを活用して、行政区域を超えて連携し、課題 の共有等に努めました。
- ・みのかも定住自立圏では、令和元年度に第2次共生ビジョンを終え、1年の準備期間を経て令和3年度から第3次共生ビジョンに取り組んでいます。
- ・本村には、中濃圏域では、可茂広域行政事務組合、可茂消防事務組合、可茂衛生施設利用組合、可茂公設 地方卸売市場組合の4つの一部事務組合があり、広域連携が着実に進んでいます。
- ・平成25年度から証明書等の広域発行を可茂地区10市町村で連携して実施しています。

●今後の課

- ・平成16年末の美濃加茂市・加茂郡市町村合併協議会解散から18年が経過。村の単独運営は変わらなくとも、この間の圏域各所の道路整備や商業施設の展開等はめまぐるしく、村民の生活圏は大きく拡大しており、行政区域を超えた行政ニーズが生じています。
- ・小規模で過疎の本村として、全ての村民二ーズに応えるだけの体力はないため、近隣市町村との連携により、村民満足度の向上を図ることが重要です。
- ・戸籍事務は、全国同一の事務処理のため、処理人口に関わらずサーバ等の導入維持経費はほぼ同額になります。そのため、人口の少ない町村では割高な支出を余儀なくされ、他の行政サービスを財源的に圧迫しています。

- ・広域的課題を解決するため、一部事務組合や任意協議会などを活用して、行政区域を超えて連携し、課題 を解決します。
- ・令和3年からのみのかも定住自立圏第3次共生ビジョンを活用し、「住み続けたい、住んでみたいまち」と思える圏域を目指します。
- ・引き続き、一部事務組合等、行政区域を越えた連携を推進します。
- ・みのかも定住自立圏構想の第3次計画期間は令和7年度で終了しますが、第4次計画期間(令和8年度~
- 12年度)へ引き続き加盟し連携の充実を図っていきます。



満足度・重要度調査結果

第1章 調査結果の概要

1. 調査の目的

本調査は、「東白川村第6次総合計画」(計画期間:令和5~12年度)を策定するにあたり、村の政策に対する村民の皆様の満足度や重要度を把握し、施策の評価を基礎資料とし、今後の行政サービスの向上や各施策の推進に役立てるために実施しました。

2. 調査の実施方法

- ・調査対象 村在住20~80代一般男女20名抽出+「村長と語る会」参加者
- ・調査期間 令和3年11月2日~令和3年12月24日
- ・調査方法 一般男女280名郵送+「村長と語る会」参加者87名配布 回答者ご自身のことがらについてお聞きする項目→5項目 住みやすさ・定住にお聞きする項目→2項目 村の政策に対する満足度・重要度についてお聞きする項目→40項目

3. 回収結果

対象者数	367人
回答者数	189人
回答率	51.50%

4. 報告書の留意事項

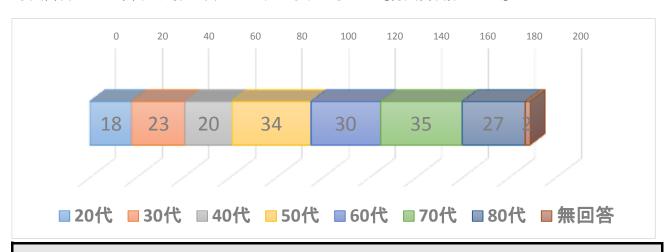
- ・本報告書は、調査票の設問に沿う形式で構成しています。
- ・単一回答項目は、回答者数に占める、項目ごとの回答割合を棒グラフで表示しています。 また、必要に応じて回答者数を括弧書きで表示しています。
- ・複数回答項目は、回答者数を積み上げて、棒グラフで表示しています。
- ・満足度、重要度調査については、選択肢を数値化して平均を求めています。

第2章 回答者の属性

本調査の回答者の年齢、性別、居住地区、職業は次のとおりとなりました。

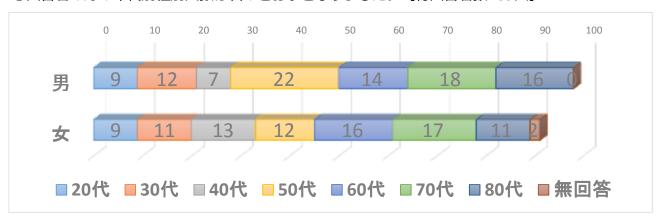
質問1 あなたは、どの区分に該当しますか。(基準日: R3.4.2)

○回答者の方の年代別人数は次のとおりとなりました。【総回答者数189人】



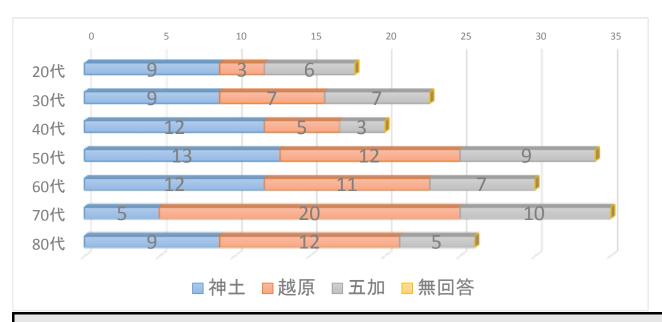
質問2 あなたの性別は、どちらですか。

○回答者の方の年代別性別人数は次のとおりとなりました。【総回答者数189人】



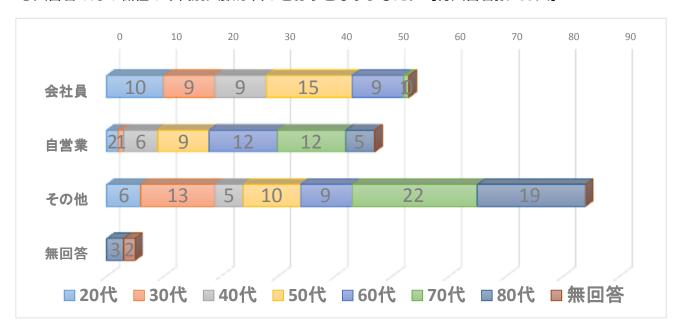
質問3 あなたのお住まいの地区は、どちらですか。

○回答者の方のお住まいの地区の年代別人数は次のとおりとなりました。【総回答者数189人】



質問4 あなたの職種は、どれに該当しますか。

○回答者の方の職種の年代別人数は次のとおりとなりました。【総回答者数189人】

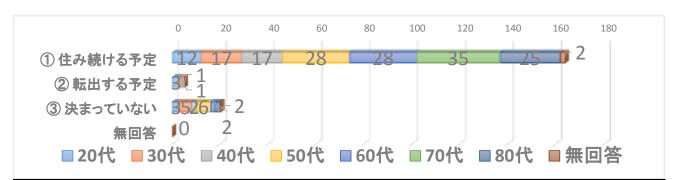


第3章 定住意識・住みやすさ

これから(4年後を目途)の定住予定や住みやすさについてお聞きした結果は次のとおりとなっています。

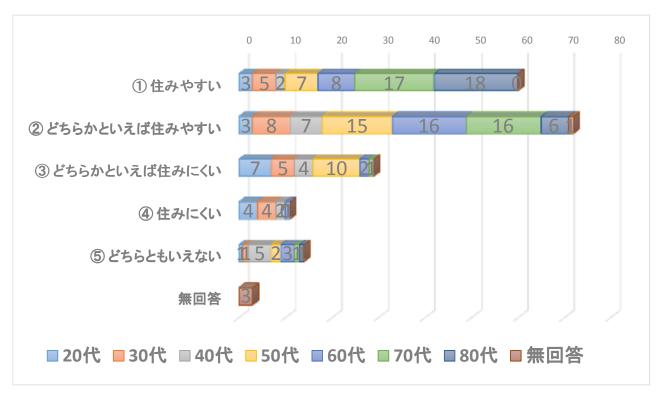
質問5A あなたはこれから(4年後を目処に)も、村に住み続けたいと思いますか。

○回答者のうち、87%の方は、今後も住み続ける予定と答えられました。【総回答者数189人】

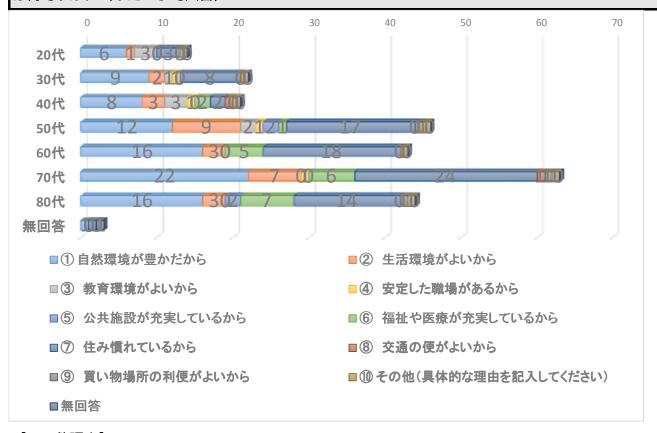


質問 5 B あなたは、現在の東白川村が住みやすいと思いますか。(ひとつ回答)

○ 7 0 %の方が、住みやすいまたは、どちらかと言えば住みやすいと答えられました。【総回答者数189人】



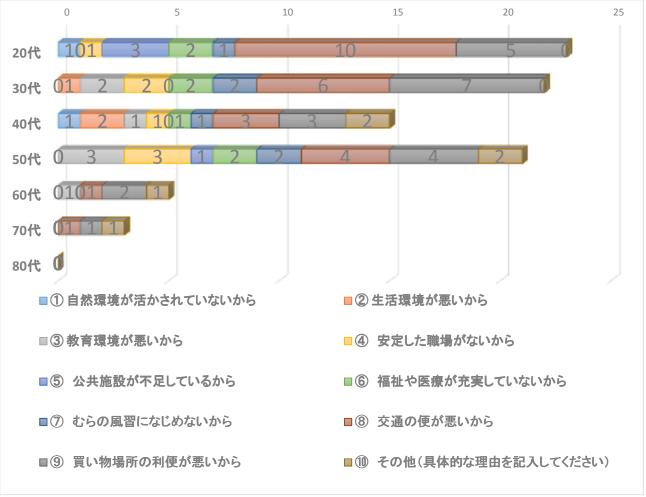
質問 6-1 質問 5 B で①または②とお答えになった方におたずねします。住みやすいと思う理由は何ですか。(ふたつまで回答)



【その他理由】

- ・隣近所との距離が、ちょうど良い。
- ・人口の多い所は、住みにくいと思います。
- ・特に住みにくい理由はないが、固定資産税などが高い。
- ・本村は県下で福祉は一番とケアマネージャーさんが言われた。本当にありがたいと思います。
- 又、買物については本村にあるマツオカを利用することが一番と思う。
- ・私は外へ出ていっても買物はマツオカで買います。
- ・生活に困ることは、特にないが、ガソリンスタンドが日曜日にやっていないのは困る。

質問 6 - 2 質問 5 B で③または④とお答えになった方におたずねします。住みにくいと思う理由は何ですか。(ふたつまで回答)



【その他理由】

- ・村の予算の使い方が良くない
- ・地域や学校等の役務の負担が重過ぎるから。
- ・(精神的) 私情があることによる。
- ・冬の間の寒さが厳しい
- 寒いから
- ・工業が少ない。
- ・村営住宅が少なく、人が来ても住めない環境。空き家はハードルが高い。初めは、賃貸で、あとから買うとかにしてハードルを下げてほしい。

第4章 満足度・重要度意識

質問7 現在、東白川村が取り組んでいるむらづくりについて、どの程度「満足」していますか。 また、これからの取り組みとしてどの程度「重要」であると感じていますか。

1. 満足度、重要度の算出方法

次の表のとおり、選択肢を点数化し、その総和を回答者数(無回答及びすべての項目がど ちらともいえないを除く)を除して平均点を求めています。

満足度		重要度		
1. 満足	+2	1. 満足	+2	
2. どちらかといえば満足	+1	2. どちらかといえば満足	+1	
3. どちらともいえない	0	3. どちらともいえない	0	
4. どちらかといえば不満	-1	4. どちらかといえば不満	-1	
5. 不満	-2	5. 不満	-2	

2. 満足度の結果概要

満足度の平均点は、0.291点となっており、満足しているという評価が不満を上回っています。分野別では「簡易水道」が最も高くなっています。これに対し、「公共交通の整備」が最も低くなっています。

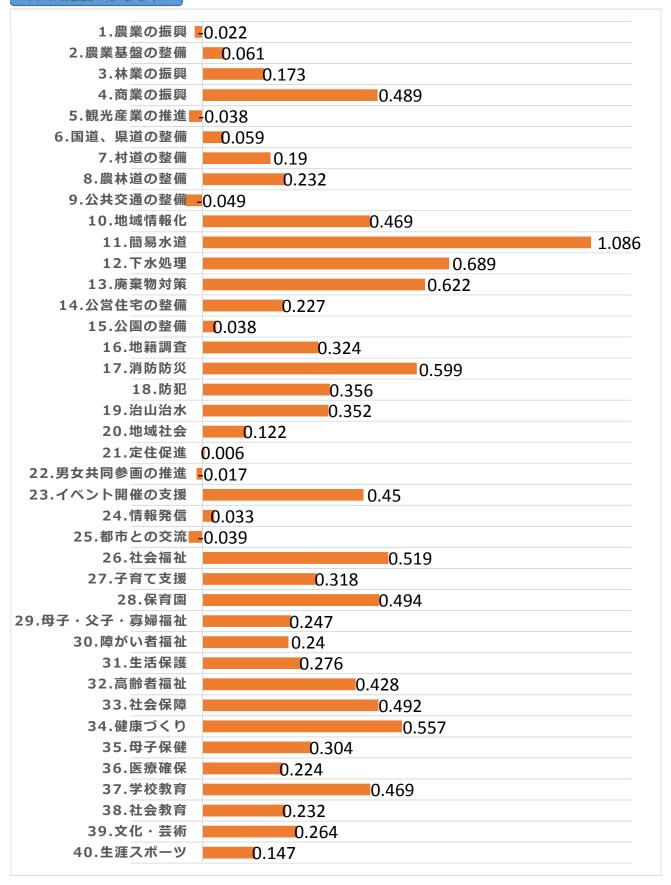
満足度の高い施策(上位5施策)		満足度の低い施策(下位5施策)	
1. 簡易水道	1.086	1. 公共交通の整備	-0.049
2. 下水処理	0.689	2. 都市との交流	-0.039
3. 廃棄物対策	0.622	3. 観光産業の推進	-0.038
4. 消防防災	0.599	4. 農業の振興	-0.022
5. 健康づくり	0.557	5. 男女共同参画の推進	-0.017

3. 重要度の結果概要

重要度の分野別では、「簡易水道」が最も高くなっています。これに対し、「生涯スポーツ」が最も低くなっています。

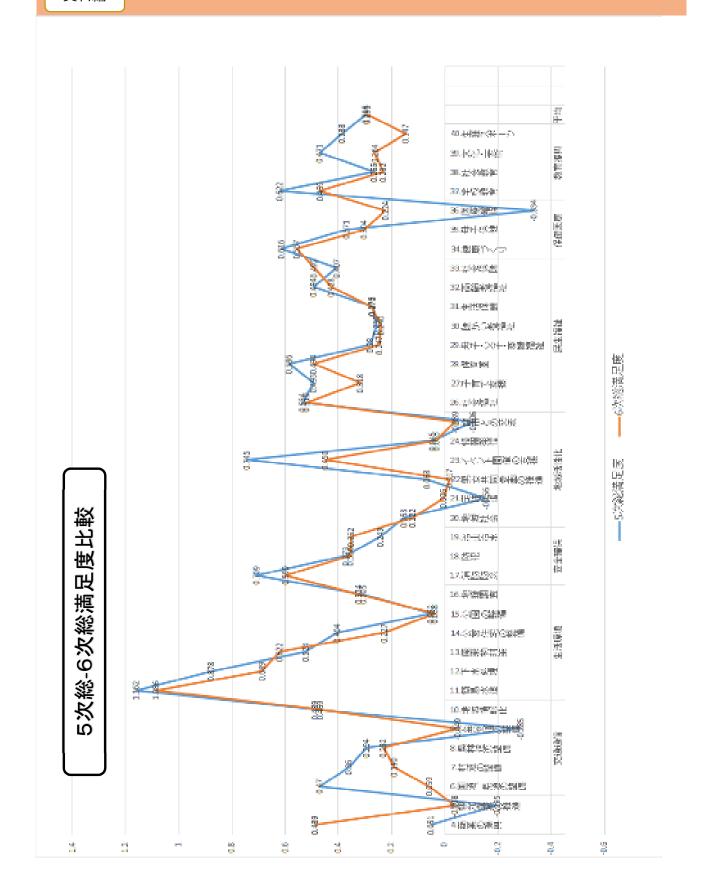
重要度の高い施策(上位5施策)		重要度の低い施策(下位5施策)	
1. 簡易水道	1.495	1. 生涯スポーツ	0.576
2. 医療確保	1.407	2. 文化・芸術	0.616
3. 学校教育	1.379	3. 公園の整備	0.617
4. 国道、県道の整備	1.321	4. 都市との交流	0.642
5. 子育て支援	1.259	5. 社会教育	0.682

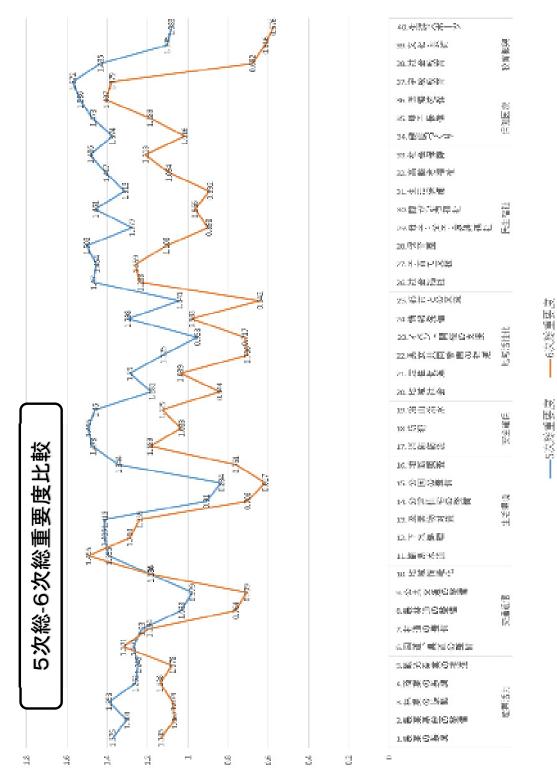
4. 満足度(グラフ)



5. 重要度 (グラフ)







村づくりアンケート結果

对象:中学生,高校生,大学生,新成人

第1章 調査結果の概要

1. 調査趣旨

令和5~令和12年を期間とする、東白川村第6次総合計画は、官民協働によるむらづくりを重点課題として、策定するにあたり、「むらづくりの方向性」について中学生・高校生・大学生・新成人の皆さんのお考えを的確に把握し、将来皆さんが村に暮らしていただけるような計画を策定するために、基礎データを取得する目的で実施しました。

2. アンケートの対象

中学生全員: 1~3年生39名回収(回収率100.0%) 高校生抽出対象者: 40名中12名回収(回収率30.0%) 大学生抽出対象者: 25名中8名回収(回収率30.0%)

R3-R4新成人配布:37名中12名回収(回収率32.4%)

3. アンケート項目

- ・あなた自身のことについておききする項目 3項目
- ・住みやすさ・定住におききする項目 3項目
- ・解決したい課題・描く将来像について考える項目 2項目

4. 調査期間

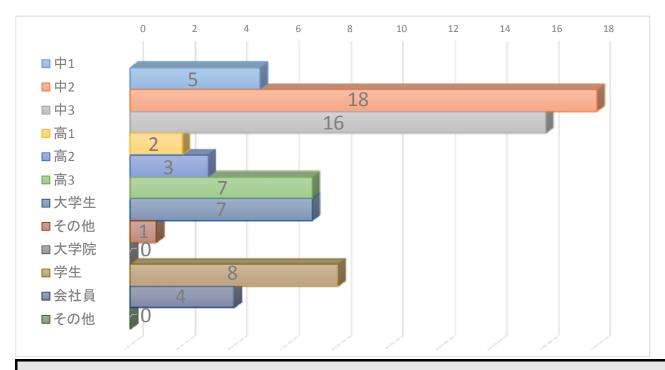
令和3年10月5日~令和4年1月28日

第2章 回答者の属性

本調査の回答者の方の学年等、性別は次のとおりでした。

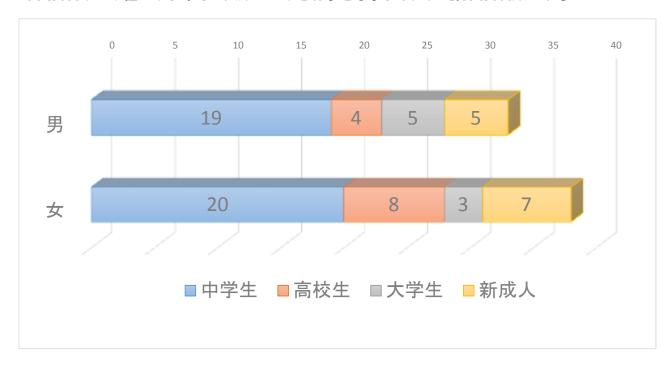
質問1 あなたの学年等は、どれに該当しますか。(基準日:R3.4.2)

○回答者の方の学年等の人数は次のとおりとなりました。 【総回答者数71人】



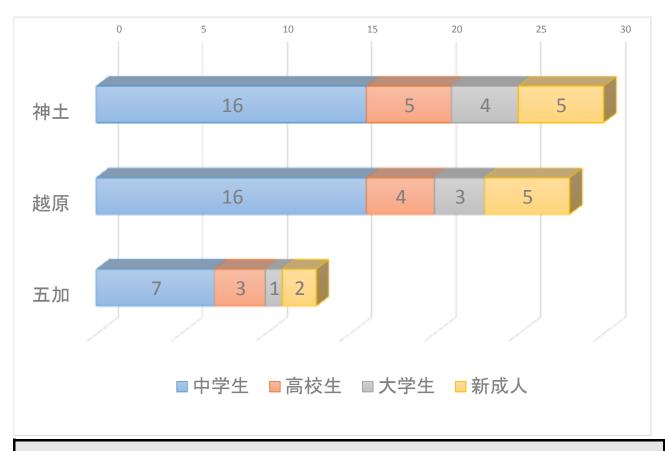
質問2 あなたの性別は、どちらですか。

○回答者の方の性別の学年等別人数は次のとおりとなりました。 【総回答者数71人】



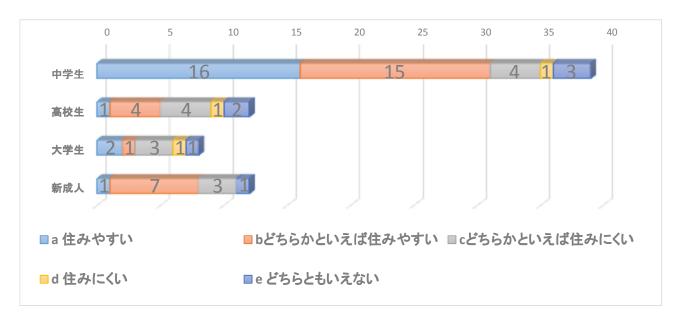
質問3 あなたのお住まいの地区は、どちらですか。

○回答者の方のお住まいの地区の学年等別人数は次のとおりとなりました。【総回答者数71人】

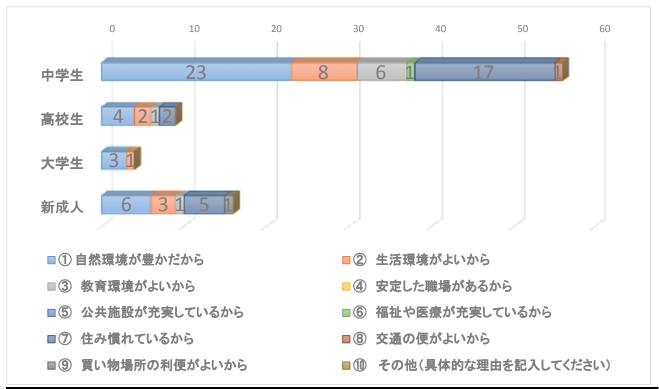


質問4 あなたは、現在の東白川村が住みやすいと思いますか。(ひとつ回答)

○66%の方が、住みやすいまたは、どちらかといえば住みやすいと答えられました。

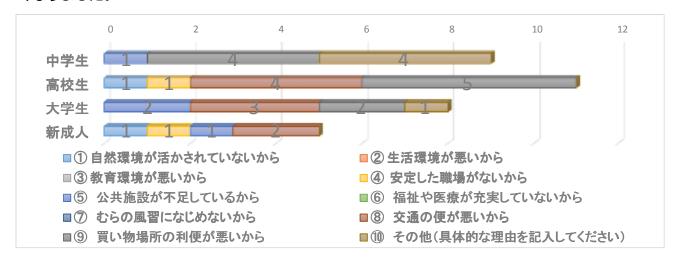


- 質問 5 1 質問 4 で「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」とお答えになった方におたずねします。住みやすいと思う理由は何ですか。(ふたつまで回答)
- ○住みやすさの理由では、「自然環境が豊かだから」、「住み慣れているから」でポイントが高くなりました。



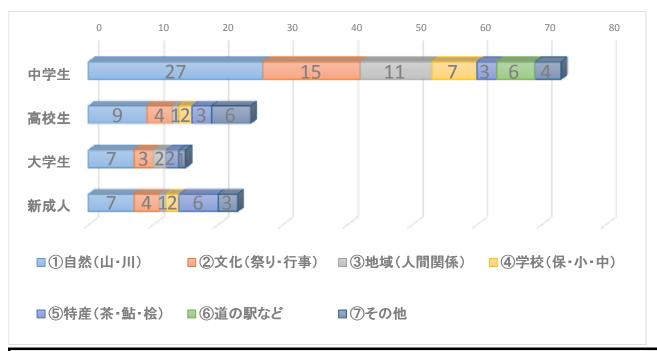
質問 5 – 2 質問 4 で「住みにくい」または「どちらかといえば住みにくい」とお答えになった方におたずねします。住みにくいと思う理由は何ですか。(ふたつまで回答)

○住みにくい理由では、「買物場所の利便が悪いから」、「交通の便が悪いから」でポイントが高くなりました。



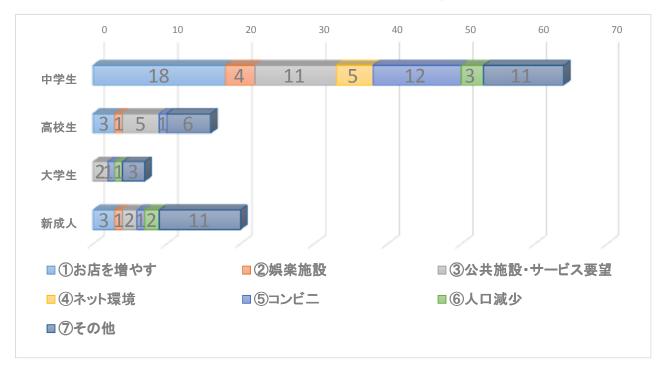
質問6 あなたが将来、東白川村に住むと仮定した場合、残してほしいと思うものはありますか。 (自然、文化、人間関係、食べ物など あらゆる分野から)

○将来、住むと仮定した場合に残してほしいと思うものでは、「自然(山・川)」、「文化(祭り・行事)」、「地域(人間関係)」でポイントが高くなりました。

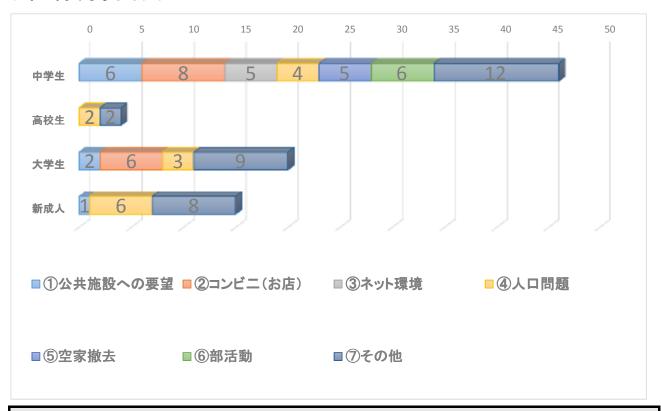


質問 7 あなたが将来、東白川村に住むと仮定した場合、改善してほしいこと、不足していることがありましたら、記入してください。

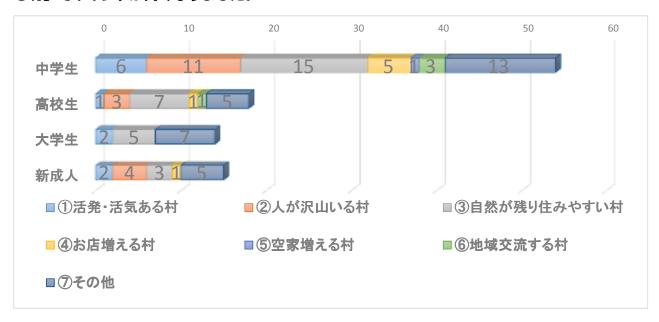
○将来、住むと仮定した場合に改善してほしいこと、不足していることでは、「お店を増やす」、「公共施設・サービス要望」、「コンビニ」でポイントが高くなりました。



- ・第6次総合計画で、解決したい課題を教えてください。
- ○第6次総合計画で解決したい課題では、「人口問題」「コンビニ」「公共施設への要望」でポイントが高くなりました。



- ・ご自分が描く村の将来像について、教えてください。
- ○ご自分が描く村の将来像では、「自然が残り住みやすい村」「人が沢山いる村」「活発・活気ある村」でポイントが高くなりました。



みどりの里(東白川村民の歌)

- 一、山の緑に つつまれて みつばつつ(が 目にしみる 瀬舎やさしい ふる里に 遠いあの日の 子守唄 若鲇(あゆ)おどる ああ 東白川
 - 二、暑い力が 土の香(か)に もえて希望の 糧(かて)となる 汗のしみこむ ふる里に 今日のしあわせ ありがとう 茶のそかおる ああ 東白川

三、語りつがれた 碑(いしぶみ)に遠い歴史の かげしのぶ みんなで築く ふる里の あしたに残そう 足のあと ハナノキのびる ああ 東白川

> 作詞:大坪久美 作曲:藤掛廣幸



東白川村第六次総合計画

- ■発行日/令和5年3月
- ■発 行/岐阜県東白川村

〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 TEL0574-78-3111(代) FAX0574-78-3099 https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp